

総務常任委員会

平成26年3月17日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成26年3月17日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第15号 旭市監査委員条例の制定について
- 議案第18号 旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第19号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（３名）

議 員 宮 内 保

議 員 米 本 弥一郎

議 員 高 橋 秀 典

説明のため出席した者（２５名）

副 市 長 加 瀬 寿 一

秘書広報課長 堀 江 通 洋

行政改革
推進課主幹 伊 藤 憲 治

総 務 課 長 米 本 壽 一

企画政策課長 伊 藤 浩

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

税 務 課 長 佐 藤 一 則

市民生活課長 馬 淵 一 弘

会 計 管 理 者 宮 應 孝 行

消 防 長 佐 藤 清 和

監 査 委 員 長
監 事 田 杭 平 三

体育振興課長 石 嶋 幸 衛

生涯学習課長 佐久間 隆

保険年金課長 加 瀬 喜 久

そ の 他
担 当 職 員 １１名

事務局職員出席者

事 務 局 長 伊 藤 恒 男

事務局次長 向 後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

天候も、だいぶ春らしくなってきました。委員の皆さんも、公私とも、ますます多忙になってくると思いますが、健康には十分配慮をされまして、旭市発展のために、慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

初めに、私よりお願い申し上げます。

本日は、改選後、初の総務常任委員会となります。この後、議案審査等における質疑については、当委員会に付託された議案等と所管事項の報告に関係するものに限られますので、委員各位におかれましても、よろしくお願いいたします。

なお、宮内保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴議員入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等を説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第15号、旭市監査委員条例、議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の新規制定条例が2議案、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例、議案第20号、旭市税条例、議案第21号、旭市国民健康保険税条例、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例、議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例、議案第30号、旭市火災予防条例の一部改正条例が7議案、合計11議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日はご苦勞さまでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての11議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から全般的な話ということで、去る全員協議会におきまして、予算の概要は既にご説明申し上げたとおりでございました。また、本会議の中でも補足説明を申し上げまして、質疑をいただいたところでございます。

あと、何点かということで、所管課より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。各所管課より順次説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決について、総務課所管の人件費について補足説明を申し上げたいと思います。

予算書の290ページをお願いいたします。予算書の290ページです。

給与費明細書の一般職分です。

まず、上段の（1）総括の本年度職員数は678人、平成26年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、平成26年度の配置予定者数を計上したものでございます。前年度となります平成25年度と比較しまして、13人の減となっております。

給与費のうち給料は、予算額が25億1,750万円で、前年度比較で5,816万1,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等の、いわゆる新陳代謝によるものであります。

職員手当等につきましては、下段に内訳を載せております。まず、扶養手当です。手当の内容は配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度比較214万8,000円の減ですけれども、対象人員が減少したことによるものでございます。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて計算しまして、支給限度額は2万7,000円で、前年度比較179万4,000円の増額、これは支給人数の増によるものであります。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は、片道2キロ以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃相当額を支給するわけであります。前年度比較122万4,000円の減額は、支給人数の減によるものです。

次に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特勤手当及び下段の休日勤務手当につきましては、前年度と同額とさせていただきました。手当の内容ですけれども、特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当でありまして、金額は1回200円から500円です。時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給するものでございます。

宿日直手当につきましては、休日に日直業務をした者に支給するものでありまして、1回4,200円を支給するものでございます。

次の管理職特勤手当は、管理職の職員が緊急のため、休日に勤務した場合に、6,000円から1万円の範囲で支給するものであります。実際には、手当に代えて代休で処理することが、もうこれはほとんどであります。

次に、下段に移りまして、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものでございます。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて、月2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。前年度比較580万2,000円の減額は、管理職人数の減によるものであります。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月も12月も0.675月、合計で年間支給率は3.95月分であります。前年度と比較しまして、期末手当は1,466万4,000円の減、勤勉手当は738万9,000円の減となっておりますけれども、これは主に職員数の減により、手当基礎額となる給料額の減によるものでございます。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、3歳未満の子どもについては月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもについては、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については1人1万円を支給するものでございます。

夜間勤務手当、前年度と同額ですけれども、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給するもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給するものです。対象は主に消防職員であります。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、この場をおかりしまして、職の見直しについてご説明をしたいと思います。この予算書の中にはありません。ありませんけれども、26年度、職の見直しについてご説明

申し上げます。

組織全体の機能を強化するため、班長と副課長の設置を、平成26年度から実施します。これまで、6級主幹職が担っていた班統括の職務について、今度は5級副主幹職をもって充てることといたしました。

班を統括する班長を、5級副主幹とすることに伴い、6級の主幹職は課全体の実務統括者、及び課の総合調整役と位置づけまして、原則、1つの課に1名とするものとなるわけであり、職名を副課長とすることにいたしました。

なお、経過措置を、平成27年度までとする予定であります。

見直しのメリットですけれども、5級副主幹が班長につくことによりまして、職責の明確化が図られます。マネジメント、管理監督能力の向上等にもつながると考えております。

副課長の設置については、班同士の調整や課長のサポート機能が高められ、また課内業務の縦割りの解消が進み、組織力の向上が期待できるものと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課所管の補足説明を申し上げます。予算書の64ページをお開きください。

2款1項8目、説明欄2の電算システム運用事業について、次の65ページをお願いいたします。13節委託料1億5,716万5,000円のうち、電算機保守委託料1億1,029万7,000円は、市役所の電算に係る保守委託料で、住民票、印鑑証明、住民税、固定資産税、保育料、健康管理等の住民情報システム8,590万7,000円、財務会計、文書管理、人事給与等の内部情報システムの保守委託料1,915万8,000円等です。

電算業務委託料4,686万8,000円は、マイナンバー法による住民情報システムの改修3,099万6,000円、統合型地理情報システムにおいて、固定資産税の評価替えに伴う航空写真データの更新937万5,000円、国民健康保険システム等の改修に係る業務委託料です。

14節使用料及び賃借料1億7,310万9,000円のうち、事務機器賃借料1億7,207万2,000円は、先ほど説明しました住民情報システムや内部情報システム等に電算機器の賃借料等で、5年間の長期継続契約を行っています。

予算書の203ページをお開き願いたいと思います。

8款4項2目住宅建設支援費の説明欄1の被災者住宅再建支援事業6,400万円ですが、東日本大震災により被災した世帯のうち、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯

に対して、県の制度による支援を交付しているものです。

予算の内訳ですが、液状化等により半壊、一部損壊を受けた住宅の基礎の修復や、住宅地盤復旧工事を行った場合の上限額100万円が44世帯、半壊を受けた住宅を修繕した場合の上限額25万円が60世帯、震災発生時に住居していなかった住宅を液状化等の住宅地盤被害により、全て解体した場合の上限額100万円が5世帯、合計で6,400万円を計上したものです。

以上で補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、市税について補足説明を申し上げます。予算書の11ページをご覧くださいと思います。

1 款市税です。平成26年度の市税の合計額は70億5,785万9,000円で、前年度比1億8,285万7,000円、2.7%の増を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分が69億479万6,000円で、前年度比1億9,206万4,000円、2.9%の増、滞納繰越分が1億5,306万3,000円で、前年度比920万7,000円、5.7%の減を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明をいたします。13ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は28億3,185万3,000円で、前年度比5,889万4,000円、2.1%の増を見込んでおります。このうち1節の現年課税分の均等割については、納税義務者3万2,133人を見込み、税率3,500円を乗じ、調定見込額を1億1,246万5,000円といたしました。現年課税の徴収率については95.98%で、前年度比0.48ポイントの増を見込んだものでございます。

なお、均等割の税率については、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成26年度から平成35年度までの10年間、3,000円から3,500円に引き上げられたものでございます。同様に、県民税の均等割についても500円引き上げられますので、市県民税の均等割は4,000円から5,000円となるものでございます。

1 項 2 目法人市民税は4億5,105万円で、前年度比5,848万9,000円、11.5%の減を見込んでおります。現年課税の徴収率については99.34%で、前年度比0.94ポイントの増を見込んだものでございます。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は28億963万1,000円で、前年度比1億1,965万3,000円、4.4%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては96.23%で、前年度比1.23ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は1億4,703万円で前年度比488万3,000円、3.2%の減を見込んでおります。現年課税の徴収率については95.05%で、前年度比1.05ポイントの増を見込んだものでございます。

4項1目市たばこ税は5億6,615万8,000円で、前年度比6,058万円、12.0%の増を見込んでおります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

7項1目都市計画税は2億4,053万6,000円で、前年度比597万7,000円、2.5%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、96.23%で、前年度比1.23ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まず、歳入だけについて何点かご質問します。

まず、13ページですね。

市税の関係でございますが、市税、今年の徴収率は個人で95.98%ですね、こういうことになっていますが、本当はここへ出すのは数字が上のほう格好いいんでしょうけれども、しかしながら、これは歳入欠陥を起こしては問題がございますので、現実的な数字を入れていると思うんですが、この徴収率、小数点以下2桁まで、かなり細かく出してあるわけですが、この徴収率は何をもとに出してあるのかお尋ねします。

次に、それから、14ページですか、軽自動車税。かなり滞納の部分がありますね。これは軽自動車は車検が必要ですので、当然、もっと徴収率が上がっていいと思うんですが、なぜこんなに徴収率が悪いのか。

それから、30ページですか。財産収入、15款ですね。財産収入で、土地の貸付料、過年度分が72万円ほどあるんですが、この内容について。

それから、35ページ、一番下、雑入ですね。ここに駐車場収入330万円ありますが、この内容についてお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 13ページの徴収率のもとでございますけれども、市税につきまして

は、平成24年度の決算の徴収率で、全ての税目の徴収率を組んであります。それであれば、もう少し上乗せできるんじゃないかなということもありますが、実績が24年度の場合、23年と比べまして、若干上向きました。その実績ですので、その24年度の実績を26年度の徴収率そのまま使わせていただきました。

それから、14ページの軽自動車の関係なんですけれども、軽自動車につきましては、全体で約3万台ほどございます。その中で、確かに滞納繰越分につきましてはの額が、調定額が約2,500万円ほどあるのに、低いんじゃないかというようなことでありますけれども、軽自動車の場合に、いろんな種類が当然ございます。それと、何年も所有しているにもかかわらず、ほったらかしにしているとか、それから、市外へ行ってしまったとかということで、その車自体の所在がなかなか判明できない部分もございます。

そういった中で、車検等であれば、当然いらっしゃるんですけれども、もう車検も必要ないという方でそのままにしちゃうというような方が結構ございまして、内容につきましてはそういうことで徴収率もちょっと低いんですけれども、現状につきましては以上の内容でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 30ページの財産収入の過年度分ということでございました。これは、平成24年度末の収入の未済見込額がございまして、これに平均の徴収率、実際には240万円を見込んで、その3割の収入を掛けたものが72万円になっています。

この内容なんですけれども、実際には一般の方の普通財産の宅地等の貸付分があります。それになります。震災以降、若干滞納が出ているという状況もございました。

それと、35ページになります。駐車場の収入、330万円ということでございますが、これにつきましては、もう高橋委員重々ご承知の職員の駐車場、これにつきまして職員互助会から月1,000円、200台分が240万円、それから県のほうでも駐車場を借り入れる組織を作っておりまして、そこから3,000円掛ける25台分の12月分、90万円という、その金額をここに計上してございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、再質問しますが、まず軽自動車税ですが、これは所在が判明しないとか何とかということなんです、やはりこの辺はもっと、その辺指導したほうが、

ここの数字に格好のいい数字が出ると思うんじゃないかと思うんですよ。というのは、結局滞納金額が、きっちり廃車してもらえれば課税しなくていいわけですよ。そうすれば、この滞納金額が少なくなるんです。そういう中で、実際には車はもうないけれども、まだナンバーはあるという人たちについてどういうふうに指導しているのか。

それから、あと駐車場の問題で、駐車場の駐車料の収入の問題ですが、これはたしか県の職員に貸してある分も入っていると思うんですね。そういう中で、やはりこの前私が一般質問したときには、課長は、県から入っていますよ、県に貸していますよと、そういういいかげんな答弁、全くいいかげんな答弁したわけですよ。

しかし、実態見れば、これ、県の職員個人に貸しているわけですよ。これは、やはりそういう問題が起きたら、これはすぐ対応すべきじゃないかと思うんですよ。もう1回、ただ台風一過で、台風が過ぎたらもう関係ないというようなことは、市は、これはやってはまずいと思うんです。その辺どういうふうに考えているのか。今度は一般質問であれなんで、回数も何も制限ありませんので、ここは。十分聞かせてください。

○税務課長（佐藤一則） 確かに委員おっしゃいますように、軽自動車税の関係、滞納繰越分が非常に低いというようなことであります。

4月1日現在に所有している方に対して課税するということで、繰り越されたものについては、そのまま繰り越されますけれども、その納付書を発行時に、啓發文書ですか、そういうのを入れたりしておりますけれども、中には、自動車会社の方で何台も持っている方、それで、またさっき言いましたように転出しちゃうという方がおりまして、個々の状況がいろいろある中で、去年は香取市のほうにもちょっと出向きまして、アパート住まい等の方で旭市にいた方が、1人で10台ほど持っているというような異常事態などありましたので、それについては直に香取市まで行って、アパート住まいでしたけれども確認いたしました。

そういう中で、そこで実態がつかめたんですけれども、そういう何台も持つ方が結構おります。軽自動車につきましては、これが積みも積もっておりますので、さらなるその対策、新年度につきましては行いまして、その徴収率、それから調定額のほう減らしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 駐車場収入の関係、個人への貸し付けではないかというような、そういうご質問でございました。

何度か、9月議会のときにもご回答を差し上げて、その中で、海匠合同庁舎職員駐車場利用組合というのが、いわゆる海匠支庁の中に組織されていまして、ここの駐車場につきましては、借り入れ当初からその組織に使わせるというような形でございました。その関係なんですけれども、その時点で、地権者の方が幾つもの、同じ区域の中で幾つにも駐車場の契約が分かれるのはまずいような、そういう話もちよっとあったというようなこともちよっと聞いています。

ですので、駐車場の使用許可申請をその組織からいただいて、1年ごとにその許可を出しているという状況であります。これは、貸し付け、実際に形態としては、よそから見たら貸し付けに見えるんですけれども、旭市のほうとすれば使用許可の申請書をいただいて、それで1年間の使用をさせているということになっています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あれでしょう、地主の都合で契約しているということでしょう、1本のほうがいいからということで。それは全然本末転倒じゃないんですかね。何も、市の部分は市で借りる、県の職員の分であれば県の職員、それでいいと思うんですよ。地主の都合で、市が動くんで、それで、今度は、じゃ市は個人にそういう駐車場を貸せるんですか、法的に。その辺、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 貸し付けという形であったときには、行政財産か普通財産かという、そういうところがあるかと思います。普通財産であれば、駐車場として貸すことは全く問題がないと思います。

ただ、今回については、あくまでも借りた土地なので、市の公有財産とはなりません。ですけれども、庁舎の付随施設として庁舎の駐車場という取り扱いをしていますので、その中では、行政財産に準ずるような形で利用しています。ですから、この海匠合同庁舎職員駐車場利用者会に関しても、年ごとの更新での使用の許可という形をとっていると。

地主の都合というのは、それは、その一番最初のときにどういう話し合いがあったというのは、直接そこで携わったわけではありませんので分かりませんが、一体として借りたほうが、当然、どこの区画をどこまでという形で区分しなくて済む部分もありますし、利便性を考えた上でのことだったと、当時の判断だったのではないのかなと、そのように思っています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そのときはときなんですよ。やっぱりある程度の年月がした中で、やはりもし、それが問題があればやっぱり直すのが当然じゃないんですか。課長、あまりそういう行政財産とか普通財産とか、これは市が借りたから行政財産でしょう。行政財産を個人に貸すことが、これが果たしていいのかどうなのか、その辺、ちょっと副市長いますから、副市長も答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ですので、貸していない。使用の許可を出して使わせているという、そういうことなんですよ。

行政財産については、当然、使用許可できますので、それは、例えば自動販売機であっても、当然、使用許可で、今お金をいただいているという状況なんかもあります。それも行政財産の中の一つであります。

確かにご指摘の部分、そういうところは疑義が生じるところはあるかと思います。今の契約なんですけれども、実際には、26年度末までが3か年の一つの契約になります。その中で、また協議をしていくこととなりますので、その部分をきちんと区分したほうがいいのかどうか、それは次の契約更新に当たりまして、再度よく詰めてまいりたい、そのように思っています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 問題があったら、市だってすぐに、例えば税金だって訂正するでしょう。例えば、50坪の土地、実測で今度は100坪あったら、税務課、そこであれですか、訂正しないですか。するでしょう、普通は。それと同じで、やっぱり市だって問題があったら、すぐそこでやるのが本当なんですよ。

それで、海匠支庁の職員に貸してあるって。ただ貸してあるわけじゃないんですよ。今の話では、ただのような話でしょう。ちゃんと料金もらっているわけですよ。そうしたら、ただ、使用にならないわけですよ。料金もらうということは、今度は、極端に言えば営業みたいな感じになっちゃうわけですよ。もうけなくてもね。だから、当然その辺は問題があったらすぐ、例えば契約がどうあろうと、やはり地主と契約の変更するのは当然じゃないかと思うんですよ。まず、税務課長にちょっと聞くが、その土地の面積が違った場合は、市はどういうふうにするのか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 通常、税務課のほうは、登記所のほうから正規に登記は流れてきま

すので、そこで増になっている場合には、そこで増ということで対応しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、海匠支庁の合同庁舎職員駐車場利用者会、ここに貸し付けていての使用料を取ることを話がありました。

この行政財産であっても、使用料を取ることは全く問題がないと思います。特に、この駐車場関係は、具体的に協議をした上で、この金額というのが定められていますので、それはそちらの会のほうからいただいている。それは先ほど、ちょっと自販機の例もお出ししましたけれども、庁舎の、昔は絶対駄目という判例もあったんですけども、今は行政財産の中で、余裕がある部分については貸し付けることもできるような、そういう法の改正がございました。

ですから、その部分が絶対間違いかと言われちゃうと、その部分はまだまだもう少し検討する余地もあるんだろうと。それから、あくまでも1年ごとの使用許可更新でありますから、その部分は絶対駄目ではないんだろうということで、通常の手続きの中でそのような形でお取りしているということになっています。

あくまでも、財産収入ではなくて、雑入の中で仕分けしていただいているということになります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） しつこくなりますけれども、今税務課長、答弁されたように、そこで面積の違いでもあれば、市はすぐ変更するというようなことはありますよね。それと同じで、やはり、この前課長は県に貸して県から金もらっていますって、そういう答弁して、全くあれですよ、うその答弁しているわけですよ。

そういう中で、今も、いや、余裕があるから、余裕があるから貸しているということでしょう。余裕じゃないでしょう。最初からそれを見越した中でやっているわけでしょう。地主が県の分と市の分、別々じゃしょうがないからということで、市が一括して借りているわけですよ。だから、そこで全然課長の答弁違っちゃう。余裕じゃないでしょうよ。その辺、答弁いただいた中で、やはり正規にこれはやっていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 中で、余裕があるかどうかとか、あと、確かに一番最初の人に県に貸しているという、使わせているという、その部分が分かりやすいような形で貸してい

ると言ってしまったところ、確かに私の言葉の説明が不足だったと思います。それはもう本当にそのとおりなので、その辺はおわび申し上げたいということで、それは議会の中でもたしかそのようにお話しさせていただいたと思います。

ただ、その中で余裕があるかどうかなんですけれども、具体的に325台分の駐車場用地があります。その中で、職員の数を勘案して当初定めていた。ただし、当然、混雑すると。この本庁舎自体の駐車場がないわけなので、その中で一定の余裕を持った形で325台を確保していたわけです。当初からの契約も、ちょっと見てみたんですけれども、当初、250台分はきちんと月額3,000円、それ以外は8掛けの、それは、いわゆる余裕のあった部分なんだと思うんですよ。それは、当然、申告もあったり、いろんな会議もあったりということで、当時は日中も使っておりましてから、そういった数も含めて、そのような形、数を算定していたと思います。

ですから、その辺、余裕があるなしという形になってしまうと、ちょっと、じゃ、どうなんだという、厳密に1台1台全部、そこにとめるという形でやっているわけではありませんので、その辺は、やはり来庁者の、ある程度とめやすい形も含めて、この駐車場の運営をしているということでご理解いただけないでしょうか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あと、幾ら、これ、やってもあれですからね。課長、やはりぴちっとした対応してくださいよ。それと、やはりあまり私らが分からないようなもので、詭弁を使わないでいただきたいと思います。それだけです。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 非常に適切なご指摘をいただいたものと受け止めまして、しっかりと検討させていただきます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、歳入のほうの市民税について、1款、2款ですね。今年は法人市民税のほうで4億5,100万ですか、それと前年比から比べると、約5,800万円くらいのマイナスのあれを見ているんですよ。逆に、個人のほうは、2.1ですか、プラスで、やはり5,800万円ということで、これは幾らか、震災後、景気もよくなっているのに、どういうわけで、これだけ11.5%減額ということで。個人が増えている、その理由というんですか、分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 個人が増えておりますのは、先ほど補足説明でありましたように、均等割が500円増えていきますので、それで増えております。

法人のほうでございますけれども、25年度当初予算組んだときの額が、ある程度少し見込みが多かったかなというのが一つございます。それから、国の法人税率の引き下げがありましたのでその影響があります。それが、25年の5月からその率が減っておりますので、25年度自体も減っておりますし、したがって、26年度当初予算も25年度見込みを踏まえまして、減というようなことになっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まず、290ページですか、290ページ、先ほど、総務課長が管理職手当、580万円ほどいったということなんですが、これはたしか二、三年前に、交付税で管理職手当、減らされていますよね。その辺を基準にした減額なのか。

それから、この電算システムの関係なんですが、64ページですか。ここで、8目、64ページ、広域情報ネットワーク運用事業ですか、ここで、説明14で使用料及び賃借料3,220万円ですか。この問題と、あとは説明欄2の電算システム運用事業、13の委託料、それから67ページの目で10の地域振興費の自治振興事務費ですか、これが2,800万円ですね。それから、あと69ページの説明欄19、負担金補助及び交付金、バス運用助成金4,400万円、それから70ページの説明欄2の市バス運営事業1,163万8,000円ですか、この年間の稼働日数と利用申し込み件数。それから、72ページですね、使用料及び賃借料で、借上料1,358万9,000円ですか。それから、75ページ、説明欄2の収税事務費ですか、3,200万円。それから、76ページの納税組合事務費交付金ですか、131万6,000円。

以上、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 高橋委員、幾つか総務課に係るのがありましたけれども、順番に1つずつお願いしたいと思います。

まず初めに、管理職手当減ったと、交付税絡みかと、こういったご質問があったと思います。これは、あくまでも人数が減ったと、こういうふうに理解していただきたいと思います。

具体的には……

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） 答えのほう、すみません、先ほど書き切れなかったもので。

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） 1つずつお願いしたいということで、今お願いします。

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） 上から順番で、こう1つずつお願いします。申し訳ございません。

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） ということで、申し訳ないです。

話を戻します。

管理職の人数が173人に対して160人と、13人減ったと。この減の理由でございます。まず、これ、1つ目を終わりにさせてください。

○委員長（向後悦世） はい。

○委員（高橋利彦） そうしますと、これは管理職が減ったということで、二、三年前に、たしか交付税で管理職手当減らされていますよね。それは全然考慮されていないんですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、高橋委員おっしゃいました、その減らされているというのが、ちょっと私ども、確認とれていません。今、財政課長と話したんですけれども。委員が減らされているようなところの、その減らされているのが、ちょっと確認とれていない、交付税で減らされているという確認とれていませんので、その減ったものではなくて、今回、あくまでも人数の減ですよということに説明させていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） たしか二、三年前、交付税で管理職手当減らされているんですよ。その辺はやはり市としてきちっと掌握していないんですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに交付税の算定の中で、職員の基準の額というのが、ある程度ありまして、そこの中で、じゃ1人当たり幾らぐらいで、管理職手当は、確かに23、24は変わりませんでした。二、三年前と言われたんで、そのころは変わっていません。

ただ、24から25で、25で若干減らされているということがあります。これは、5,000円程度なんですけれども、実際には旭市のほうで支払っている管理職手当よりは、相当高い基準

額になっておりますので、6万円弱の数字が上がってきていますので、今旭市のほう、課長職でも、たしか4万円ちょっとぐらいの数字なので、その基準から比べたら相当低い額でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） たしか、ちょっと私も記憶にないんですが、報酬の算定基準の中で管理職手当減らされているんですよ。ちょっと私もね、その数字ここに持っていないから、皆さん方もその数字はここではちょっと分からないんでしょうけれども、やはり、それは市として、やはり交付税の算定基準ですか、その辺はきちっと掌握すべきだと思いますがいかがですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、ちょっと数字、把握したんですけれども、23、24が課長職、一般職員の課長職で、管理職手当として算定されているのは6万2,100円、月額ですね。これが、25の段階で5万7,400円になっていると、そういう状況は、一応、交付税の中の、その算定基準ということで、いただいた資料の中には見つけることができました。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 64ページの広域情報ネットワーク、この使用料賃借料、この関係の、要は今回増額になったということの理由でよろしいのでしょうか。はい。

これ、合併前から、各施設、公共施設をつなぐための光ファイバーの関係の、これは器具ですね。これは平成16年設置したものですから、ちょうど10年経過するということで、耐用年数が来たということの更新がありますんで、1,200万円ほど増額になっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、この電算関係ですか、かなり予算を使っているわけですね。それで、その中で見ますと、電算業務委託料とか、それから中にはこういうコンサルタント業務委託料、結局、機械分からなくて、市はみんな、今度どういう機械使ってやったらいいかという、ここまでやっているわけなんですよ。それで、この機械はほとんどリースでしょうから、かなりの機械で、予算使っていますよね。それで、実際は、あまり使いこなせないでいるというのが現状じゃないんですかね。

そういう中で、これから、市はこの電算関係どういう対応をしていくのか、それから、もし、ここでは分からないでしょうけれども、この電算にかかわる一切の経費、どのぐらいか

かっているのか。もし分かればお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 電算に係る経費、相当かかっている。私ども、監査のほうでもそういうようなご指摘をいただきました。

これから、高橋委員、職員が、ある程度専門職を採用するとか、それから専門職としての、そういうような業務に携わるというようなことでできないか、技術向上ですね。

いずれにしても、職員として電算専門の職員というのを採用的にはいません。だものですから、今、5名の職員が配属されていまして、研修を重ねて、そしてその研修の成果をまた情報の関係の職員に、またさらに研修をするというふうなことの繰り返しをやっております。

でも、やはり日々電算関係で向上していますんで、その辺では、ちょっと私、今年になって、ちょっと考えて、今、いることが、担当とも話しているんですが、以前、東総広域市町村事務組合で、銚子市、匝瑳市、旭市が、今、構成メンバーであるわけですね。そのときに、合同で電算業務を共同開発したり、それから、そのシステムの構築等をやっておりました。もう一度その辺、例えば今、3市ですね、がその辺の関係でシステムの構築やそれからシステム導入に対して、そういった統一見解のものが図れないかということで、東広を通じまして検討してみたいと。これには、3市がおのおの独自のシステムを構築したり、別々な業者が入っているということなんですが、その辺、難しいものもあると思うんですが、なるべくならば、地域性も一緒であるし、統一したそういうものの開発ができないかという、再度検討してみたいと思っています。

それから、全体的な事業費、今年度の予算が4億3,104万6,000円という事業費です。しかし、電算業務、このほかにも、例えば国保会計にもありますし、そういった会計ごとにもやっぱりシステムの構築に対する電算料がかかっております。その辺を含めましてはまだトータル数字、出していないんですが、今、今回の議会に対しても、その辺の数字を出しておいてくれということで、今担当の者がその辺把握に努めておりますんで、出たらまた報告したいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、今、もうこれ電算の時代ですから、これはやっていかなくちゃならないと思うんですがね。ただ導入するだけでなく、それをやっぱりいか

に有効活用するか。ホームページだって作れないような結果でしょう、委託してね。

だから、やっぱり、せっかくこれだけの予算を使ってやることですから、それを十分使いこなす、これではこじきが馬をもらったようなもんなんですよ。やっぱり、職員は電算を十分使いこなす。そのためにはどういう職員体制にしていくのかね。車だって同じなんですよ。免許を持っていたって車に乗らなかったら運転できないし、免許証を持っていなかったって毎日乗っていれば、ね、十分車に乗れる。

それと同じで、やはりね、せっかくこれだけの予算を使っているんですから、有効活用していただきたいと思うんで、そういう中で、行政のシステムは、そんなにこの近隣の行政は違うと思うんですよ、先ほど、課長答弁したようにね。やはり、行政、地域の、この近辺の行政とともに、同じようなシステムを取り入れていけば、かなり有効活用できるんじゃないかと思うんですが、それと同時に、例えば、農協も今ほとんどもう電算でやっていますが、農協の電算から見たらかなり行政の電算、高いんですよ。

ですから、行政だけじゃなくて、やはりその辺も十分加味した中で、この電算行政ですか、これからやっていただきたいと思うんです。そういう中で、この電算関係の経費、どのぐらいかかっているのか、後ほどお示しいただきたいと思います。

以上です。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 経費につきましては、今もう一度精査しておりますので、それと、ホームページですけれども、今みんなで頑張って、担当課も25年度の1年間で546回という、ホームページの改正をしております。それから、それを受けて、情報管理班、私のほうでも74回。

今、業者が、部分的にホームページ作成をやっているのは、21回ということで、基本的には職員が精査してやっているという状況です。

以上です。

○委員長（向後悦世） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 高橋委員から、自治振興事務費、これ67ページです。2,882万6,000円という67ページの自治振興事務費について、たしかご質問がございました。ご説明申し上げます。

これは、行政事務連絡委託料が2,698万1,000円ということであります。市民に対する行政連絡事務を、各区や自治会等に委託しているわけです。この額になります。具体的に申し上げます。147区とあとは8自治会というのがあります。147区については8万円。自治会については、3つの自治会が4万円と、5つの自治会が6,000円というふうに分かれております。

それと、あとは戸数割で900円という戸数割があります。これが戸数が1万6,745戸というこの件数ですね。これが900円掛ける1万6,745戸という件数を掛け算した、そして足し算したものであります。それが2,698万1,000円であります。

それから、19節の自治運営補助金180万円であります。これは区長会の運営費というものであります。13節も19節も区に対するものであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） それでは、予算書の70ページ、市バス運営事業についてお答えいたします。

バスの稼働日数ということでお話がございました。バス2台分になります。それで、平成25年度2月末で2台分の稼働日数ですけれども421日です。それと、これに対しまして利用者件数でございますけれども、やはりバス2台分で440件でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 年間稼働日数、2台で421日、それから利用申し込み件数440ですか。そうすると、ここで幾らもないわけなんです、申し込み件数が少ないのは何なんですかね。もう最初から諦めちゃっているのか、それとも、本来なら申し込みしたいという件数は、当然、ここへ入らないと思うんですが、結局、これだけ、そうしますと、ここで申し込み者といいですか、申し込み団体が約20ほど切られちゃうわけですよね。そうしますと、これを平

等にするためには、むしろ市でバスを持たないで、補助金制度にしたほうが平等に平均するんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 申し込みですけれども、まず、市バスにつきましては、市の事業、市のイベントというのを、まず優先して使います。また、それ以外には、文化協会とか体育協会とか、登録をしていただくんですけれども、そういう団体。あと、学校の子どもたちが校外学習で使う、そういった授業に対してバスをお貸しをしています。

あと、それ以外でというのはないんですけれども、とりあえず、そういった形で申し込みを受けてやりますけれども、ただ、ちょっとデータがないので分からないんですけれども、ほとんど申し込みがあった件数につきましては、市バスのほうで対応はできているというふうに考えてございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ、干潟の例なんですけど、干潟なんかでは、よく夏休みに子どもたちが海へ行くとか何とか、町のときには使っていたわけですよ。でも、それも、やはりどうしたって利用しない日というのは、土日とか、そういうふうに集中しちゃう中で、そうすると、今度は利用できた人は無料で使えると。利用できない人は、もろにかかっちゃうわけですね。

ですから、その辺を平等にするためには、市がバスを持たないで、補助金制度にしたほうが、私はいいと思うんですよ。この申し込み件数が少ないというのは、もう最初から使えないという前提のもとに立って少ないと思うんですよ。ですから、もっと利用者が本来ならある。それはここでは見えないわけですよ。ですから、そこで今後どういうふうに、この市バスは考えていくのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 今、子ども会のお話が出ましたけれども、子ども会につきましては、やはり夏休みというのが、かなり行事が多うございまして、これにつきましては、子ども会につきましては、生涯学習課のほうで補助金で対応させていただいています。

あと、そのほかの平等にというお話ですけれども、ちょっと旭市のほうの申し込みの中では対応、同じ答えになってしまいますけれども、お申し込みがあった場合には対応ができているというのが考えでございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 69ページの、高橋委員、備品購入の関係ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） 分かりました。

19節バス運行助成金ということで、これはコミュニティバスの千葉交通への助成金です。今、5台で4ルートですね。旭地区、それから海上地区、飯岡地区、干潟地区、運行しております。

これは、国からの補助金が約500万円ほど、補助金が別に行きます。それから、1回100円の使用料ですね、この辺が720万円ほど、今年度の実績等からしまして、その辺の金額が行きまして、総額の経費から、この辺の補助金、それから使用料収入ですね、差し引いた金額として4,431万8,000円、市のほうから助成するという事になっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これはあれですね、車も乗れない、そういう人のためにあるわけなんです、ですから、これをもう少し利便性、利用者が利用できる時間帯に回していただきたい。それから、例えば東庄町あたりから旭の中央病院来ているんですが、せっかく、あの海上を通っていく中では、その東庄町と話し合いをした中で、海上地区の人も乗せられるようなことにしてもらったり、それから、干潟あたりだと100円で1時間半もバス、大サービスしてくれるわけですよ。ですから、そんなにサービスしていただかなくても結構ですから、なるべく、この時間を短くする。

それから、中央病院のバス、駅までは出ていますね。そういう中で、中央病院のバスをもっとうまく利用ですか、旭の市立病院ですからね。その辺を、中央病院のバスをどういうふうに運用するのか、運行するのかね。それから、今、定住圏構想ありますね。そういう中で、定住圏を含めた中で、このバスの運行をどういうふうにするのかね、考えがあればお尋ねしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一つは東庄町のバスとの連携によって、旭へ入ってきたときに、中央病院まで行くわけですから、ということですが、ちょっと調べて、東庄町のバスは白ナンです。青ナンじゃありません。それから、無料です。この辺が、また旭市のほうの定住自立圏との絡みということで、やるということになれば、相当な協議が必要かなと思っていま

す。

基本的には、コミュニティバス、私どものほうでも地域公共交通会議、そこに諮りまして、国のほうへ申請していくという形をとりますんで、東庄町との関係につきましても、せっかく私どものほうの地域、通るわけですから、その辺が可能であればということの協議はさせていただきたいと思います。

しかし、今言うように、ナンバーも違う、それから運転手さんも、何か二種免許じゃないんだそうです。その辺もございまして、難しいとは思いますが、お話をさせていただきたいと思います。

それから、100円で1時間半も乗ってということで、そんなにサービスいらないという話ですが、今、その目いっぱい、多分1時間半が限界かなと思っています。なるべく皆さんが利用しやすいような時間と、それから、時間というのは時間帯ですね。それから、1時間半以内でおさめるような設定、その辺も十分検討していきたいと思います。

それから、もう一つ、中央病院のバスがということなんですが、中央病院のバス、駅と病院とのシャトルということでやっていると思います。この辺が、私どものほうの、今、コミュニティバスとの絡みとして、これからリンクできるのかどうか、この辺は、また病院側のほうのいろんな許可制度の関係もございまして、併せまして検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、こういう問題は、ほら、市だけの問題じゃなく、近隣の市町村と、いろいろあるでしょうけれども、結局どういうふうにしていくかね。それと、また、せっかく定住圏構想の中で、今補助金もかなりの、前から見ますと約倍くらいになっているわけですね、うまく使えば。ですから、その辺の問題。

それから、中央病院との問題ね。これは、中央病院と、市立病院ですから、これは中央病院がやるやらない関係ないと思うんですよ。ですから、その辺を十分踏まえてやっていただく。そういう中で、もしこのバスの問題なんか、市が中央病院と話し合いする場合は、市はどこの課が中央病院とのセクションになっているのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、定住との関係、それから中央病院との関係。それで、中央病院との協議に対して、市役所側での担当セクションということで、今、企画関係が中央病院との関係、検討委員会等もやっておりますんで、私どものほうでしっかり受け止めさせて

いただいて検討させていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 定住圏構想の中での、そういう問題は十分やっただく中で、企画政策課ですか、それが中央病院の窓口になっているという、業務規定か何かあるんですか。どこが、どこになっているのか。その辺、きっちりご答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 正規な、組織の中で、私どもの業務管理の中で中央病院に関するということはございません。

私どもが今担当しているのは、中央病院の検討委員会の関係で担当しておりまして、今、病院への直接的な交付金の関係なんかは財政が繰出金という形をやっておりますし、その辺が今、明確にこと細かく組織条例の中で、中央病院に関するということは担当という形ではないと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 三百数十億円の予算を持っている病院、これが、何ていうか、この行政組織の中で、全くないというのは、これはもつてのほかだと思うんですよ。もう合併して10年しているわけなんです。それは、あの合併時は、やはり中央病院サイドにすれば、これはやはり自分たちの組織を守りたいということで、これは都合のいいようにつくってやったと思うんです。それが10年しても、まだ組織の中で市の受け皿が、受け皿というか窓口が何もないわけですよ。

今、あれでしょう、前はこの組織の中で、たしか健康管理課、庶務係ですか、ここが中央病院、病院、医師、薬剤師等の連絡に関する、中央病院という言葉、一言ありました。しかし、今は、これが中央病院とのことが何もないわけですよ。今の中では、健康管理課、ここに病院、医師等との連絡に関する、病院は中央病院じゃないですよ。この三百数十億円の病院、もう市は手も足も出ないから、あなた任せだ。こんなばかなことないと思うんです。その辺、副市長どういうふうに考えていますかね。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 高橋委員ご存じのとおり、中央病院、公営企業全適でございます。

それで、管理部門そのものも、今の形ですと、中央病院でやっています。組織上、今この形、例えば、これ一部適用でしたら、市側にももちろん管理部門置いてやるのが本来の形だと

思います。これも全適で来ておりますので、今の段階の市の考えとしては、中央病院のほう、事業管理者置いておりますので、そちらで管理をやってもらう。その上に市長がいる、そういう形でやっております。

今は、必要な部分、それぞれ、今企画政策課長答えましたが、企画政策のほうは施策部門の担当になっておりますので、その部分は政策担当の企画がやる。病院関係、健康管理課、財政部分は、財政で、これ、指示するという形ではないんですが、病院との協議をやっていく部分は財政課、そんな形で、実質仕事を進めているのが、これが現状です。高橋委員おっしゃるような、意見として承ります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと、これ、予算から離れるかもしれませんが、また、予算と中央病院は関連しているわけですよ。そういう中で、例えば船橋なんかだって全適なんですよ。しかし、ちゃんと市には受け皿があるわけですよ。県だって、あれ、全適でやっているけれども、病院局なんかあるわけですよ。

それが全く、これだけの予算であなた任せですよ。それで、あとは最後、赤字になったら市が責任持ちますと、こんな無責任な話ないと思うんですよ。これ、そんな中で、今度はまたね、あれでしょう、独法だ、独法だってね。自分でやり切れないから、責任を全部人に押しつける。そんなこと言ったら、最後は市が持つんじゃないくて、最終的には市民が持つわけですよ。

そういうことを踏まえて、これやっぱきちっとした対応をとっていただきたいと思いますよ。ちょっと、これ、それちゃいましたけれどもね。やはり、バスの件に関係ありましたので、その中で。関連として質問させてもらいましたけれども、その辺、十分お願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、75ページから76ページにかけての収税事務費の中の、76ページの納税組合事務費交付金131万6,000円の内容でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、現在、納税組合につきましては、旭地域のみでございます。

この予算の内容でございますが、1組合7,000円という基準がありまして、組合80組で56万円。それから、納税通知書の取扱費としまして、1通150円ということで、26年度につきましては5,037通掛ける150円で、75万5,550円ということで、トータル131万6,000円でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これはいつも問題になっているんですが、じゃ例えば1組合7,000円でも何でも、これを支払うことによって、その地域の徴収率が上がっているんですかね。銭金の問題じゃないと思うんですよ。やはり納税組合があって、それによってメリットがあれば問題ないと思うんですがね。その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今言いました80組合、個々いろいろな事情がございますので、個々の中で上がっている、下がっているというような状況につきましては、現在つかんではおりませんけれども、全体の組合、80組合の中でトータルしまして、納税組合で納める税金の額の徴収率につきましては、一般の徴収率よりは2%から3%、上回っているというような全体の状況でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 予算書の72ページの説明欄、14節の使用料及び賃借料のうちの諸借上料という、たしかご質問もあったと思います。

これは、各区で管理している約4,800灯の防犯灯と、市が管理しています防犯灯、合わせた約5,000灯をLED化、これ、米本議員の議案質疑でもありました。ですので、同じことを申し上げますけれども、LED化をすると。そして、管理を含めまして10年間のリース契約をしようとするものでありますけれども、予算のこの額というのは10年リースのうちの1年分の額ということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 75ページの収税事務費の7節の賃金351万2,000円でございますけれども、こちらにつきましては、収税班のほうにアルバイトの2名の予算としまして351万2,000円を計上いたしました。

アルバイトなんですけれども、こちらにつきましては、徴収率につきまして、現在いろんな形で向上するために進めておりますけれども、今まで、あれなんですけれども、積み残し

たといいますか、滞納者に対する財産の調査が、ちょっと行き渡らない面が非常にございました。

それで、現在、集中してやっているんですけれども、個々の職員がその調査事務、例えば文書の送付とか、細かな事務まで当たりますと、実際の滞納処分という本来の業務が、ちょっと時間的にとれないというような状況がございまして、通知業務だとか、誰にでもできますという言葉であれなんですけれども、そういう形のものにつきましては、アルバイト2名お願いして、細かなところをやっていただいて、滞納者に対する処理を本格的にとといいますか、職員が当たれるようなという形で、2名のアルバイト人員をこちらへ計上したものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、2人という話ですが、ただ、ここでその方々は、やはり税金、徴収に当たった中で、その金額ですか、その歩合も取り入れているんですか。そうなりますと、やはり徴収率向上にはならないと思うんですが、その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） こちらは、そういう歩合とかございまして、一応日額7,000円ということで計上しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 68ページ、地域振興費なんですけれども、説明欄19、負担金補助及び交付金の市民まちづくり活動支援事業補助金という項目がありますが、この団体数と1団体の補助額を教えてくださいたいと思います。

あと消防設備、これは208ページになりますけれども、消防施設整備事業の、この防火用水のほうですけれども、これは既存の防火水槽にふたを設けるということですが、耐震防火用水というのは今どのぐらい進んでいるのかお聞きします。

それと、消防庫の整備事業ですけれども、年々進んではいるんですけれども、あとどのぐらい残っているのかお聞きします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 市民まちづくり活動支援事業についてお答えいたします。

26年度の団体数でございますけれども、現在のところ12団体を予定しております。

あと、補助金の額でございますけれども、スタート支援ということで、自分たちで初めて始めようという、この事業ですけれども、これが補助金額ですけれども、対象経費の10分の9以内で限度額が10万円というふうになってございます。それを、一応3件、3団体を予定してございます。

それと、ステップアップ支援事業ということで、もう既に事業を経過して始めているというものですけれども、その補助金額につきましては、対象経費の10分の8以内で限度額については30万円を予定している。

以上でございます。

申し訳ございません、その団体数が9団体を予定してございます。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、私のほうからは2点ですね。

まず、防火水槽の関係ですけれども、有蓋化、これは基本の防火水槽ですね。これの屋根が作られているわけですけれども、それが経年で傷んでくる。その部分を交換するものでございます。

それと、耐震の貯水槽ということ、幾つぐらいあるのかということなんですけれども、これ、宅造なんかの関係で作る部分もございまして、順次に数は進んではいるんですけれども、まだ、正確にあれですけれども、100にはまだ行っておりません。満たしておりません。まだ2桁台ですね。100には行かないと。申し訳ありません、正確な数が、ちょっと今ここでお話しできません。

それと、消防庫の関係ですけれども、1年間に1か所か2か所ずつ、耐震性に問題のあるものを改修しております。今後ですけれども、26年から30年をめどに、あと9棟を予定しております。これが終わると1サイクル終わるということで、構造物ですから、この先、10年先20年先には、また新たにお金をかけるという、そういうものもございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この市民まちづくり活動支援事業補助金ですけれども、この審査のほう

はどのようになっているのか、審査の仕方ですね。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 審査につきましては、各種団体から選考していただきました委員さん、それと内部の課長を含めて審査会を開きまして、それぞれ項目というか、審査基準というのを設けまして、それに点数をつけていただいて、ある程度の点数をとりますと、採択というような形、そういった方式をとってございます。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 何名で審査しておりますでしょうか。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） ちょっと申し訳ございません、正確なあれなんですけれども、課長が2名と、あと一般の方が5名だったと思いますけれども。ちょっとすみません、もう少し調べさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 次に行きますけれども、消防のほうの防火水槽なんですけど、これ、大体どのぐらいの数を目標に何年ぐらいというのは、まだはっきりとした正確な数字というのはつかんでいないということなんですけれども、何年ぐらいをめどに、この耐震水槽はやっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、出ていれば。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 今、旭市における水利の充足率というのが、国の基準からいきますと、6割を超えている程度なんです。ですから、数的にはまだ全然足りていません。ただ、土地の問題がございます。なかなか民有地というのは、今、ちょっと買い上げとか難しいものもございますので、市有地を探しているということでありまして、ですから、何年までに、その充足率を100に持っていけるのかというのが、ちょっと今ここでは、かなり年数は経過するのではないかというようなお答えになってしまいます。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 先ほどの審査会の人数でございますけれども、7名でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 先ほど高橋委員のご質問でバスの件ですが、すごい長くという、一応ルートの変更等いろいろあると思うんですけども、このことによって、ＪＲ、学生の影響とかあると思うんですよ。その辺はやっぱりお考えになっているんでしょう。どのように考えて運行時間。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） ＪＲの通学帯の時間ですね。それと病院の診療の時間というものを中心に考えております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） いろいろ、これ、ルート、うちのほうバス通してほしいとかって、当然そういう要望は出てくると思うんですよ。それを全部聞いちゃうと、高橋委員がおっしゃったように１時間半もかかっちゃう。前回も同じような質問しましたけれども。それによって、早くなって、ちょっと聞いた話なんですけど、学生が１時間も早く駅に着いちゃうと。そういうことあるんですか。それで聞いたんですよ。早くなっちゃったおかげで、今までは電車に合わせて、バスが５分前に着いたのが、電車が、バスがもう早く行っちゃって、それ、あるのかどうか、ちょっと分かれば。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一番最初の、例えば干潟の支所のところあたりから出るというのが、そこから１時間半で病院までということになると、駅まで大体１時間ぐらいかかりますんで、早く着いてしまうということはあるかもしれません。一人一人、こうチェックはしておりますが、そういう苦情はあることはあります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、その辺もよく検討していただいて、一旦もうルート決めちゃうと、これ陸運省の許可か何かとるんでしょう。簡単に変更できないんで、そこをよく、また今度、この後も希望もあるし、またある程度廃止というか見直しもあると思うんですが、そこをよくお考えいただきたいと思います。

実際に、うちのほう通ったのに、それも変えるの大変だったですよ、課長さんにお骨折りしてもらって。バスが行っちゃってから電車が来たんですよ、帰りにね。バス乗れないじゃないですか。バスが駅を通過して、行っちゃってから電車が来るんですよ。それで、何とか課長に無理に変えてもらったんですよ、このときも。これも、やっぱり大変骨折りました、やはり陸運局の許可得るんで。

そういったことをお願いしましたが、それとあと、新たな要望も、たしか出ようかと思うんですよ。病院だけじゃなくて、買い物行く人で、今まで使っていたんですね、うちのほうの場合。お店ないものですから、買い物行く人が、駅前に大きなスーパーがあったんで、そこで買い物をして、帰りのバスで帰ってきたと。自分の日用品、買いますよね。今度、そういうのなくなっちゃったんで、新たに、またそんな要望も出ようかとは思いうんですよ。買い物困っちゃって、全然お店ないですから、そういうことも出ると思いますが、先ほど言ったように、時間の関係あるいは経費の関係等々、よくお考えをいただいて、そういう不満、不平も出ますんで、よろしくお願ひしたいと思います。結構です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ちょっと3点ほどお聞きします。

予算書の60ページ。

説明欄の13委託料ですね。キャラクターデザイン制作委託料100万円ですね。これと、あと63から64にかけまして、「がんばろう！旭」災害復興事業のところですね。これの64ページの頭になります。19節負担金補助及び交付金「がんばろう！旭」という1,200万円の説明をお願いします。

それと、213ページ、災害に強い地域づくりの15節の工事請負費、それと18の備品購入費、この説明をちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 60ページの委託料、105万8,000円の予算ですが、今あさピーが1体あるんですが、結構いろんなイベントに参加してほしいということがありまして、担当者が引っ張りだこということもございまして、今後、もう1体追加してということで、今考えております。その委託料ですね、作成委託料です。

それから、「がんばろう！旭」の1,207万円、これの事業費ですが、まず、いいおかY O U・遊フェスティバルに220万円とか含めまして、8事業に助成をいたします。それと、もう1点、その復興イベントということで、今回、杉良太郎さんなんかもこの間公演していただきました。あれは、出演料という形では無料だったんですが、会場使用料、それから6月ですかね、群馬大学の片田先生が来て、釜石の奇跡ということで講演いただきました。

そういうような突発的なイベント等も含めたものが、約150万円用意しております。その

経費です。

以上です。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 213ページです。説明欄一番下ですね。15の工事請負費と18の備品購入費の内容です。

15節の工事請負費につきましては、25年度予算で設置する避難タワーの、この敷地内の舗装工事であります。2か所の舗装工事であります。

それと、18の備品購入費は、備蓄倉庫を小学校に2か所設置するというものであります。これは、嚶鳴小学校と萬歳小学校に設置する予定でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） あさピーなんですけれども、だいぶ、きのうも復興イベントがございまして、一番人気は、何かあさピーだったらしいですけれども、そんな中で、これ1体が、これだけの値段ですか、それとも何体作るんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 結構、値段高いかもしれないんですけれども、これ1体です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、今後、もっともっと要望が多ければ、もっと増やすという考えで。あまりにも大人気なもんですから。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 実は、今あるあさピーは、何か身長制限だとか、私もそうなんです、こう肩幅のある人が入れないんですよ。そんなところで、皆さんが入れるようなというか、担当も今、旭市の企画政策課の推進班がやっているんですが、土日引っ張りだこということで、その振り替えやると、本来の業務のほうがちっと手薄になってしまうということで、ですから、皆さんで各課が着られてイベントに参加できるというようなことで、何体も作るということは、また難しいんですが、要望していった、その需要に合うような形はとっていききたいと思います。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 旭市のPRですので、ぜひとも頑張ってください。

それで、次の64ページの負担金補助及び交付金のほうの「がんばろう！旭」復興支援事業、

その中で、いろいろ、この概要欄の説明書を今持ってきたんですけども、その中で、花と緑で被災地を元気にするプロジェクトを約100万円、グループ補助金（4事業）で250万円というんですけども、この2つの説明をよろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まずグループ補助金ですが、これは海岸関係で被災したグループ補助金、いただいていると思うんですが、そのグループの方々が、例えば観光協会、ここで言う4団体は観光協会、それと住環境整備の組合ですね、それからもう一つは自動車整備組合、それから商店街という、この4グループがそれぞれのイベントを行うための、それぞれのグループに助成するやつですね。

それから、花と緑、これ、今年、千葉大の園芸学部の方々の支援をいただきまして、いいおか荘の前、それから、あと飯岡の東側のところですね、2か所に花を植えたわけなんです、ここが継続的に、千葉大が継続してやっていただけると。同時に、今年、千葉大には50万円の補助金だったわけなんです、さらに、今度地元の海岸地域持っている区のほうに、今、戸井さんが区長副会長さんやられておりまして、区のほうにもぜひ協力を願って、各被災した区に、そういう花壇を作っていただきたいということで、今回、50万円上乗せをして100万円ということで助成をしたいと思っています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、よく分かりました。

213ページの、先ほど総務課長から説明がございまして、その敷地の舗装工事ですか、と言っていました。今、一番懸念しているのは、たしか2基、予算、去年組みましたよね。それで、今遅れていまして、繰越明許費にするというようなあれなんですけれども、その遅れの理由と、あとその後はいつごろ、この2個、着工ですね、よく場所、両方とも2つの場所等分かります、ちょっと、分かっている人は分かっているんですけども、まだ分からない人が大勢いるということで、ちょっとご説明をお願いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 本当に申し訳ございません。25年度の予算で作る避難タワー2基が遅れている。今平野委員がおっしゃったとおりであります。なぜ遅れたかと言いますと、これは用地の確保が遅れたからというのが大きな原因であります。

具体的な場所につきましては、一つは神宮寺浜地先です。具体的には、県道一宮線沿いに

なります。一宮線の北側になります。本当に井戸野浜地先、井戸野浜と神宮寺浜の境あたりになります。ここに1か所、1基です。それから、もう1基は、飯岡分所の跡地に、飯岡地先ですね、もって1基、そして2か所ということになります。

この飯岡地先の遅れた理由につきましては、周り、隣接する宅地とその家屋、この後々補償問題が問題になってはいけないということで、ここしっかりした対応、調査をしたということが遅れた原因であるということになります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと今避難タワーのお話があったんで、どうでしょうね、これ、避難タワーもまあいいんでしょうけれども、一般質問でも言いましたけれども、津波が来ると言って、これ車を、みんな大体車で逃げると言うんですよ。うちの次にお大事な財産、車ですから。それで、避難タワー作るのもいいんですけども、幾つぐらいトータルで作るんですかね。ちょっとお知らせいただけますか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 避難タワー、24年度で2基分の予算つくりました。それで25年度で2基分の予算。まだ、今継続中で、ここで避難タワーは一応終わりということになります。でありますので、幾つ作るかということでは以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

途中ではありますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

次に、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、願いいいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げてございます。改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額17億7,040万円を加えた後の予算規模は317億7,510万円となっております。

各事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございますが、今回の補正予算で3つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る平成25年度末現在高見込み等について申し上げたいと思います。

まず1点目は、予算書の10ページになります。

17款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、現計予算では7,000万円を取り崩す予定でございました。今回、これを全て減額いたしまして、取り崩しをしないこととしております。

次に、6目の土地開発基金繰入金でございます。土地開発基金の廃止に伴いまして、一般会計繰り入れいたしまして、12ページの歳出を併せてご覧いただきたいと思うんですが、12ページの、2款1項6目財産管理費の説明欄1番です。財政調整基金積立金として、ここでは利子と合わせまして4億8,051万1,000円を積み立てることとしております。

これによりまして、25年度末の財政調整基金の残高は52億4,515万8,000円となる見込みでございます。24年度末現在高より13億9,321万円増となります。

2点目は、また10ページに戻っていただきまして、17款の2項5目東日本大震災復興交付金基金繰入金で、1,864万9,000円の繰り入れを減額するもので、充当を予定しておりました飯岡中学校、それから津波避難道路、これはそれぞれ増減等あるんですが、この繰入額の変更に伴うものです。

同じく東日本大震災復興交付金基金の積立金についてでございます。これは12ページになります。

中ほどの2款1項4目財政管理費の説明欄1番、東日本大震災復興交付金基金積立金7億34万2,000円の計上でございます。国庫支出金及び執行残によるものでございます。

これらによりまして、25年度末の基金残高は8億2,271万6,000円となる見込みでございます。

3点目は、同じく12ページの一番上になります。

2款1項1目一般管理費、説明欄1番の庁舎整備基金積立金として3億円を積み立てるものです。

これによりまして、25年度末の基金残高は15億185万9,000円となる見込みです。

これら基金のほか、一般会計所管の12基金の合計額でございますが、113億8,676万9,000円となる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、私のほうから企画政策課所管の補足説明をさせていただきます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入13款国庫支出金、2項1目説明欄の1、東日本大震災復興交付金6億9,899万7,000円ですが、去る1月27日、飯岡中学校の改築事業や富浦小学校の避難施設などについて、国へ第8回の交付申請を行いましたので、その交付金を見込むとともに、第7回までの交付決定に伴う減額分を差し引いて計上したものであります。

なお、第8回申請分につきましては、3月7日に交付金の配分が決定されましたので、その後の報告事項の際、内容を説明させていただきます。

続きまして、12ページをお開きください。

歳出の2款総務費、1項4目、説明欄1、東日本大震災復興交付金基金積立金7億34万2,000円ですが、先ほど申し上げました国からの復興交付金を基金に積み立てるものであります。

なお、先ほど東日本大震災復興交付金より基金積み立てのほうが大きくなっておりますが、その理由は、本年度に実施した避難誘導看板の設置事業が予定より低額で完了しましたので、その分を基金へ戻すためのものであります。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案9号について質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今課長のほうから庁舎積立基金のお話がありました。これは、最終的にはどのぐらい積み立てる計画なんでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予定では、21億円が最終になるのかなと考えております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちょっと教えてほしいんですが、この、あれでしょう、庁舎が合併特例債が使えるわけですね。そうすると7割は返さなくていいと。この前、課長さんが大体40億円から100億円という予定だって。それはすごい差がある。

例えば、40億円でできた場合、7割もらって、自己負担がそうすると12億、3割だから。そうすると、ということでしょう、40億円だった場合ね。そうすると、基金が余っちゃったら、これは使わなきゃいけないんでしょう、そっちに、本当は。だから、基金を残して、特例債をもらっちゃうというわけできないんでしょう。どうなんですか。

○財政課長（加瀬正彦） 財源の話なので、私のほうからということで。確かに庁舎の建設に、それを目的として、庁舎建設基金を積み立てるわけですがけれども、最終的に例えばこれは条例設置しています。条例を廃止すればその基金は一般会計の中に取り込まれますので、絶対それを使わなければいけないという、そういうものではありません。ただ、あくまでも県等との協議の中では、一銭も自己資金をなしで庁舎を建てるのか。そういうことはないでしょうというような、そういう担当者からのご質問をいただいているところではあります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、今21億円と言ったので、ちょっと逆算して。そうすると70億の庁舎を造るつもりなのかなと。ちょうど3割、21億円になる。そうすると70億円ぐらいになっちゃうのかなと、そんなちょっと心配をしたもんで。例えば40億円でできた場合には、基金は合併特例債を28億円使えるんですか。40億円だったとした場合。

基金は21億円ありますけれども、40億円だった場合、自己資金が12億円ぐらいでいいんですか。基金が21億円あっても使わなくてもいいんですかという。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） また財源お話なので。仮に、合併特例債との割合の中で一般財源12億円基金を充てますよということであれば、それはそれで可能だと思います。

ただ、庁舎は本体だけでございませんで、それ以外の、例えば外構から何からと、いろんなものがかかるかと思います。そういったところには、やはりある程度充てていく必要あ

るんだらうと、そのように考えています。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、各基金の3月末の残高ですか、それ一覧表でお願いしたいと思います。

それから、もう1点、13ページですか、この土木費、津波避難道路整備事業、委託料、9,000万円ほど減額になっていますが、これは当初の見積もりが大きかったということですか。その辺、お答えをお願いします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今ご質問2点ございまして、まず基金の残高一覧表にしてということでございました。これにつきましては、25年度末、3月補正が終わって25年度末の見込みという、あくまでもそういう形になろうかと思えますけれども、その一覧表はお出ししたいと思います。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） はい、了解。

それと、今13ページの土木費の津波避難道路の事業ということで、委託費の9,000万円の減ということでございました。これについては、建設課のほうの津波避難道路の関係でございまして。当初、2路線を予定しておりまして、そのうちの1路線については、この25年度の事業からは国のほうで認めていただけなかった部分がございまして、この部分は一旦おろすということになります。旭地域の津波避難道路分でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案9号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 本会議で補足説明した以外のことはございませんので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今度、監査委員1人増えるということですが、これ、常勤なのか非常勤なのか、まずその辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今度1名増えるわけですが、常勤なのか非常勤なのか。非常勤です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 非常勤で1人増やすということですが、旭市、病院含めたらかなりの予算規模になるわけですね。そういう中でどういう方を非常勤に選ぶのか分かりませんが、特に中央病院、これは企業会計取り入れている中で、果たして非常勤で対応できるのか。その辺お尋ねします。

○総務課長（米本壽一） 非常勤で対応できるのかというご質問でありました。これは、一般質問でもお答えさせていただきました。今度3人になった場合には、3人で仕事の振り分け等を行って、協議してやっていくと、支障のないようにやっていくと、これでお答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 1人増えても、1か月2日しか増えないわけですね。それで、果たしてね。ですから、これだけの大きな規模でできるのか。

それから、そんな中で私もちよっと感じたんですが、土地開発公社にも、あれは監査委員ですね。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 監事がいました。本来なら、監査というのは規則条例等によってもって監査するのが本当なんです。そういう中で、それが全然関係なく監査されていたから、ああいう結果になっているわけですね。詳しくは言わなくても皆さん方のご承知のことだと思いますけれどもね。やっぱり、せっかくここで監査委員を入れるんなら、なぜ常勤、しかもある程度の、ある程度っていうよりも資格を持った人を入れないのか。その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これは、なぜ資格を持った方を入れないのかということでありまして、けれども、今回は、あくまでも非常勤の、行政の経験者を入れたいということで進めており

ました。今お答えできるのはこれだけであります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 監査委員、増やした場合には、何も非常勤だけでなくでもいいでしょう。内容的にはどうなんですか。常勤は入れることはできないんですか。その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） これもまた、一般質問の席であったわけであります。要は、非常勤の今の監査委員の制度と、外部監査という、これはそういう考えだと思いますね。外部監査という話は、残念ながら今回はない。なぜかといいますと、これはかなりの高額な金額が、一方でかかるわけですよ。ですので、とりあえず、その非常勤の監査委員を選択したということであります。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 本会議で補足説明申し上げましたとおりです。ここではございません。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これ、新しい条例ですよ。この趣旨について。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 今まで、消防長、消防署長の資格というのは政令で定められておりました。このたび、26年4月1日付で、消防組織法が一部改正されまして、今まで政令で定められていたものを、地域の実情に合わせて、各市町村で条例で制定しなさいという趣旨の通達がございまして、それに合わせて、旭市に限らず、全国的に自分のところの実情に合わせてたもので制定をしていくものであります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この第2条の2ですか、「市の行政事務に従事した者で」というと、これ、過去にやっていた市役所から出向した消防長のことだと思うんですよ。これはよく分かります。これも入っていていいんでしょうけれども、あと、この消防署長の職も同じように

なっていますが、よく、私も消防についてよく分からない、分からないというより、署で一番偉いという言い方おかしいかも分かりません。署長かもしれませんけれども、今の佐藤消防長も、消防署長から消防長になったわけじゃないですよ。たしか、総務課長か何かからなったんですが、この序列が分かりにくくて、どういうことで。

普通、署を代表するのが署長ですから、どこでも。だけれども、署長が偉いとかじゃなくて、署長よりも総務課長のほうが何となく上ですよ。消防長も総務課長から消防長になっていますよね。ですから、その点を明確に、消防長もこれになっているんですから、本来だったら、消防長は消防長なんでしょう。消防長、消防署長なんでしょう、これ。ということですよ。そういう具合にしていってほしいと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） この条例ですけれども、消防長の資格要件と消防署長の資格要件と2点が決まっております。

それで、消防長の資格に関しましては、消防事務に従事した職員で、消防署長もしくはそれと同等以上の職という、これが、いわゆる本部の課長になるわけです。総務課長、予防課長、警防課長があるわけなんですけれども、ですから、消防署長と、その3課長というのは同格でございます。ですから、その職務に1年以上いた者を充てるが資格ですね。

また、消防署長の場合は、2段目に出ています市役所の課長の場合ですね。市長の直近下位ということで、本庁の課長職になるわけですが、その職務にあった者が2年という資格です。これは、消防自体が、すごくまだ若かったころに、経験年数とかそういうものがございまして、あるいは年代が空いてしまう場合がございますので、そういうときに本庁のほうから出向してもらおうと、そういうもののために残してあるものです。

あと、消防署長に関しましては、現場で指揮をとる関係ございますので、階級で消防司令の職ということで、これに関しましては、市からの出向はできないように、要するに消防吏員に限られている、そういうことでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 大体納得しております。要するに、今までは、さかのぼりますと議会の事務局長をやっていた方とか総務課長やっていた人が消防長に出て、それで今度、また収入役で帰ってくるって、そんなの多かったんで、そういうことはだんだんなくなっていくということだと思います。消防署にとっては励みになっていいかなと、このように理解しております。はい、分かりました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（米本壽一） 本会議で補足説明した以外に、特にありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、督促状を発したときに徴収しております督促手数料を廃止するための改正と障害者等に対する軽自動車税の減免手続に係る負担を軽減するための改正でございます。詳細につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、全員協議会本会議等でご説明いたしましたけれども、保険年金課において作成いたしました旭市国民健康保険財政健全化計画において、平成26年から平成28年までの財政収支に不足が生じるため、税率等を改定するものでございます。

詳細については、本会議でご説明したとおりでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明が終わりました。議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今回、国民健康保険税、かなり上がるわけですが、それによって徴収率はどういうふうになるのか。概算、お伺いします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今回の改正に当たりまして、徴収率でございますけれども、先ほどは市税のほうは24年度の決算の徴収率ということでございましたけれども、やはり国保につきましては、24年度の決算では少ないだろうというふうなことでございまして、初めに26年度の、初めにといいますか、徴収率ですが、現年で89.20%、過年で15.40%という徴収率を立てました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 特に、この国民健康保険ですか、この国保の今状況を見ますと、極端に言えば、ごみ捨て場的な場所になっちゃっているわけですね。その中で徴収率が悪いから税率を上げると。結局、堂々めぐりになっちゃうと思うんですね。

そういう中で、この徴収方法をこれからどうやっていくのか。今のような、ただ土日の夜間ですか、納付窓口を設けていますでは、もう到底できなくなってしまうと思うんですね。例えば、一般企業であれば、もう売り掛けは社員が一丸となって回収に当たる。やはり、この国保税もやはり税金の一種で、皆さん方の給料もこの中に入っているわけですよ。そういうことからすれば、やっぱり、職員一丸となって徴収に当たるのが本当だと思いますが、どういうふうに考えているのか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 職員一丸となってというご指摘、確かにそのようなことでやっていかなければ、国保税に限らず、市税のほうもそうだと思います。

国保税全体、各課でお願いすると、今まで旧町も旧市も、それから新市もやっておりましてけれども、各課に応援する体制は、年に何回かという限られた時間でしか応援のほうは、当然、していただける時間がないので、それはそれで設定するということは一丸となってやるということでやるべきことだとは思いますが。

それで、他市町村の状況につきましても、30組ぐらい出て、1か月に限って外へ出るというようなことでやっているところもあります。

現状いいますと、取りに行って、10世帯中、実際にいる世帯が2世帯ぐらいです。残りの8世帯は不在、それから親御さんしかいないというような形で、内容の明細を置いてくるというような状況でございます。その後に、じゃ、不在だった方から連絡が来るかということ、それもなかなか件数的には少ない状況であります。

そんな中で、最近といいますか、ここ五、六年前から、臨戸徴収のあり方というのが非常に叫ばれておりまして、現実、税務経験のある方が、例えば退職しまして各市町村の徴収対策の講師になります。そして、その講師の方のお話、いろいろ聞きますと、要するに臨戸徴収も大切だが、きちっと納めている方と比べて、その経費を臨戸して費やすというのは、本当の意味で平等なのかと。やはり、納めない方については自分から、自ら納めに来てもらうような体制はとるべきではないかというような指導が結構あります。

正直言いまして、どこの市町村も臨戸というよりも、現在は、再三言っておりますけれども、財産の調査ということで、そちらに力を入れて、机上の中ですが、きめ細かな財産調査を行いまして、それで財産がその調査の結果、1つでも出れば、それをすぐ差し押さえると。じゃ、その財産調査もそれは市町村まちまちじゃないかというようなことがあると思いますけれども、その財産調査をどこまでやるかというマニュアルを、旭市のほうは昨年作りました。

というのは、個々の調査、個人個人やっていると、その方の考え方だけで調査するような形になってしまいますので、同じ調査を同じだけやって、その結果、財産が出ないものについては、法律上、もうその家からは取ることができないという状況が分かった時点で、執行停止という法律的な措置があります。その執行停止になった世帯については、滞納は、額は徴収を中断するということで、3年間、その家の状況を見て、変わらなければ、不納欠損ということで欠損できるという正式なやり方がございます。

その辺が、ちょっと今まで、今言いましたように、きちっとした基準もございませんでしたのでそれを確立して、調査はきちっとやる。そして、財産が出たものは、預金であろうが生命保険であろうが、給料であろうが、出たものには即差し押さえをします。

ただ、差し押さえするといっても、当然、滞納者とのやりとりはいろいろとやります。どうしてもという場合もありますので、分納なりそういう方策も当然とります。ただ、どうしようもなく全然応答がないという場合もありますので、原則は財産が出たら差し押さえとい

うことで現在進めておりますので、なかなか、じゃ徴収率を一気に上げるかということも、非常に難しい中で、徐々に今上がってきておりまして、25年度2月末も、国保・市税とも、前年度と比べまして今2%を超えております。現年につきましては、5月まで徴収期間がございます。滞納繰越分は今月で終わりですけれども、そんな中で、あと残り若干ありますので、2%ではなくて、さらに徴収率を伸ばしていきたいと考えております。

長くなりましてすみません。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、特に国保税なんかは、現年課税に対して滞納がたしか半分くらいあると思うんですね。だから、この滞納分を徴収すれば、何も国保税上げなくてもいいと思うんですよ。

それで、先ほど課長が、10軒行っても2軒くらいしかいない。これは昼間行ったら当然いないと思うんですよ。やっぱり、取るとなれば、この間もちょっと、いわゆる訴訟の問題、取る気なら、やっぱり朝に晩に、いる時間に行くのが本当だと思うんですよ。

農協なんかでやったら、もう理事なんか、課長、理事、それから課長含めて、やっぱり夜歩くんですよ。それと同時に、そういうふうに、やっぱり皆さん、ただお役人で、皆さん方、ほら、税金でも何でも鉛筆なめたらすぐ上げて、足りない分回収できますからあれですけども、やっぱりその辺はお役人的な考えでなく、やっぱりそれによって、国保税を回収することによって、今度は平等の原則も成り立つわけですよ。それでないと、せっかく納めた人がばか見ちゃうわけですよ。納めない人の分も負担しなくちゃならないわけですから。

そういうほかの話は別にして、必ずもらうんだと、徴収するんだと、そういう気構えで、これ、やっぱり職員一丸となってやってもらわなくちゃならないと思いますよね。

そういう中で、副市長、どういうこれから対策を考えているのか、副市長に。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） まず、税務課長のほうから国保税だけでなく全体の市税の滞納のあり方、今の現状のお話をさせてもらいました。

市税、それからほかの債権、この国保税だけじゃなくて、委員ご承知のとおり、滞納額があります。それで、ここ2年でしょうか、徴収対策室を作りまして、少しでも前に出よう、少しでも数字が見えるような、実績が見えるような形で徴収率を上げていく、滞納処分をしていく、そんな形で取り組みまして、今数字でも、効果が見えてきている状態になっております。

各課、それぞれの連携もとおっておりまして、同じ人間でいろいろなものの滞納がある、そういうものも連携とってやるようにしておりますし、それぞれ所管の業務ありますが、一丸となってやるときは、全部協力しながら、ただいま税金の申告中でございます。このときも申告は、ほかの課の職員、手伝いながら、3月、徴収の強調月間ということで、外にも出ておりますし、税務課の職員は徴収に専念できる体制づくり、そんな形で進めております。夜間徴収、ほかの債権も回っておりますし、できる範囲で進めたい。もっと何でもできることをというふうに進めたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 徴収対策室を作った、ちょっとこれ離れる。例えば行財政課を作ったじゃなくて、ただ何を作った、パフォーマンスじゃなくて、やっぱり要は答えなんですよ。そうですね。答えが出なければ幾らどんなことをやっても何もならないわけですよ。一つ、ぴちっとした答えを出すよう、対策を、それから対応をお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 答弁いいですか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） きょう、今回の議案の中で、公共料金の値上げというのは非常に多い条例が出ているんですけれども、その中でも突出して大きいのが、国民健康保険の値上げという形であろうかと思います。

ご承知のように、4月1日からは消費税率が上がるという中で、皆さん、市民の皆さんの収入って上がっていないんですよ。確定申告の時期ですけれども、私どももちょっと関連する仕事やっているんですけれども、非常に、もう逆に下がってきているという中での値上げなんですね。

特に、国民健康保険税の中で、応益割、要するに平等割と均等割額が非常に大きな値上がりになっている。資産割については、逆に値下げしているということで、応能負担部分について非常に上げが少なく、応益割の部分が非常に高い比率になってきているということになると、どういう結果が出るかといいますと、影響が出るかといいますと、生活保護を受けていない方で、所得の低い方、この方々の値上げが一番すごくなるんです。恐らく3割前後になるんじゃないかと思います。

ですから、こうした形での値上げの仕方がいいのかどうかということについて、どういう検討をしたのか。1つがそこです。

それと、現在、先ほど財政課長のほうから話がありました。財政調整基金、かなり積み上がっております。今までは、一般会計からかなりの繰り入れを行って、この4年間値上げをしないで済んできたという形になっております。これはどのように検討されたのか、この2点についてお答えください。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国保の場合、全協とかいろいろでご説明しておりますけれども、医療分、支援金分、介護分と、3つの内容で組み立てられております。

初めに、原則的には、応能・応益。応能は所得割、それから資産割が応能割、それから平等割と1人の均等割が応益割になりますけれども、国保の原則としましては、50対50がバランス的には平等だというようなことが言われております。

25年度の当初予算と26年度の医療分、支援金分、介護分の個々の割合を申し上げます。

初めに医療分でございますけれども、応能が、25年の当初予算ですけれども、これが67.2%でございました。応益割が32.8%ということで、応益割のほうが約3割というような状況でございました。

26年度の当初予算を見ますと、応能割が57.5%ということで、若干下がりました。それで応益割が42.5%ということで、10%ほど上がっております。これは、今委員がおっしゃいましたように、平等割、均等割のほうが確かに10%ほど上がっております。

もう一方、支援金分ということで、こちらにつきましては、25年度の当初予算、応能割が41.4%でございました。これが、26年度当初予算では、52.1%ということで、約10%ほど上がっております。これを応益割を見ますと、昨年の予算が58.6%で、今年の予算が47.9%ということで、逆に下がっております。

それから、介護分なんですけれども、昨年の当初予算の応能割が46.6%、今年、26年度が51.9%ということで、約5%ほど上がっております。応益割については、昨年53.4%、今年が48.1%ということでございまして、この様子を見ますと、医療分につきましては応益割が10%ほど上がりましたが、支援金分と介護分につきましては、逆に応益割が下がっているということで、どこを、じゃ捉えたらいいかという、この内容の中でありますけれども、実態は、先ほど言いましたように50対50、トータルでそういう形に近づく形がやはりベターかなというような状況でおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員、それでいいですか。

○委員（太田將範） あの、もう1点。

○委員長（向後悦世） もう1点。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 基金のほうですが、基金は一応、保険給付費の5%は維持しろということです。

それで、25年度は基金のほうから3億8,000万円、これを取り崩す予定になっております。以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 少し補足いたします。

太田委員、財政調整基金が積み上がっているという話をされていましたが、その部分での興味というか、そういうことだったと思います。

その中で、たしか全協の資料で国保の財政健全化計画、それを出していたと思います。その中で前提条件ということで、今回上げたとしても毎年4億円を一般会計のほうにお願いするんだというような形がございました。

26年度予算につきましては、4億円というのは確かに基準であって、ただ、今回の歳入歳出の差し引きで、6,000万円ほど見込みとして余るのかなという見込みがあって、それを差し引いた3億4,000万円を、今回上げたとしても繰り入れるという形で予算編成をしているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 先ほどの話ですけれども、50対50というのが理想的だという話はなく、国の指導だと思うんですよ。ですから、この地域に合った形での応能負担と応益負担の率を考えたほうがよろしいのではないのかなと、私はそう思うんですね。

そのことに関しまして、現在広域化計画がかなり進んでると思うんですけれども、その進捗具合と今回の値上げは関係があるのかどうか、この1点、ちょっと説明してください。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員の質疑に対して、答弁求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 国民健康保険の今後ということなんですが、保険税・料の滞納問題や国保の抱える高齢者や低所得者加入割合が高い赤字体質ですね、など、国民皆保険制度の根幹である国保の構造的な問題は、どこの保険者、市町村も同じような状況であります。国保の広域化について、県単位の広域化ですが、一応29年度から実施するというようなこ

とで、厚生労働省と知事会などの地方との協議は、今始まったところでございます。知事会などからは、市町村から県に保険者が移行しただけでは、赤字体質は変わらないということなので、国保への体制支援など、抜本的な改革を、今要望している状況でございます。

そのようなことから、とりあえず、この26年度から28年度については、今回、策定しました国保の健全化計画に沿った国保の運営について、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 国保税の問題についてなんですけれども、かなり繰り入れをしていただいているのは存じております。そのことによって、かなり旭の市民の皆さんは、歓迎されていることだと私は思うんですけれども、特に均等割と平等割の部分での大幅な値上げというのは、やはり高橋委員がおっしゃっていたように、滞納を招くのではないかという心配というのは非常に大きいわけですね。ですから、これについてはもう少し検討していただければと思うんですね。

あともう一つ、広域化の問題では、後期高齢者医療制度が実施されたときに、この辺の地域は非常に安かったと思うんですね。その方々が、6年間かけて30%以上上がったという話になっております。ですから、今回の国保の広域化についても、非常にそれが危惧されるということなんですけれども、その辺の見通しについて、ちょっとお聞かせください。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 国保の広域化に伴って、保険料をどうするかという話は、まだ全然協議のほうに入っていないので、その辺については、今後、平成29年度までに地方と国との間の話し合いになっていくのかなとは思います。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、均等割、平等割、確かに低所得者の方に対しては大変ではないかというようなことでありますけれども、これも税率の改正で、ちょっとお話ししましたけれども、医療分の均等割を見ますと、今回の改正で、旭市は1万2,000円から2万1,000円ということで、9,000円ほど上がっております。他市の状況を見ますと、銚子市は2万4,000円、匝瑳市は2万円、香取市も2万円という状況であります。

それから、平等割について見ますと、旭市は昨年、今年度ですか、2万円から2万6,000円ということで6,000円上げました。銚子市を見ますと2万9,000円、匝瑳市が2万5,000円、香取市が2万4,000円。近隣の状況も、確かに必要だろうが、国保なんかについては、特に、

その市の状況が大切ではないかということも、確かにあると思いますけれども、当然、近隣の状況も加味しまして、いろいろと検討した結果、改正の率になったということでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 最後に、徴収のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、差し押さえ禁止財産というのがありますから、その中で、この辺の裁判等で判例が出てきております。特に、預貯金の差し押さえにつきましては、生活用の預貯金につきましては、月に3回以上取引があるやつについては生活用の預貯金ということで、差し押さえ禁止にしているようなところも出ております。

そういった点でいきますと、そういった差し押さえなんかのいろいろなテキストみたいなものですね、そういったものの中で、こういった形でやっていくのかというものを、どういうイメージを持っていらっしゃるのか、ちょっと差し押さえ禁止財産との関連で、ちょっとお考えをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 当然、差し押さえ等というのは法律的な措置でありますので、そういう形で差し押さえできないものまでやってしまうということではできません。特に、給料なんですけれども、第一段階としては、給料を滞納者の勤め先にその給料の照会をします。当然、その照会をして事業者の意向を尋ねます。その事業主のほうで理解を得られるような状況になりましたときには、その方の例えば給料が20万円とかでありましたら、その20万円の中でも、当然社会保険料だとか税金だとか、差し押さえ禁止のものがきちっと決まっております。ですから、その基準を差し引いて、残りの部分でどれだけ差し押さえできるかというようなことで、その法律の中の範囲で、給与にしても生命保険にしても、預金にしても差し押さえを進めております。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今、太田委員のほうの質問で、今、あれですか、値上がりが均等割、銚子市が2万5,000円って言ったんだっけ。その値上がりの率、旭市はすごいですよ。1万

2,000円が2万1,000円になっちゃったんでしょう。7割ぐらい上がっていると思うんですけども、よそもこのぐらいの率で上がっているんですか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 近隣の状況なんですけれども、これは大体概要を言いますと、徐々に上げておりますので、旭市のほうとしましては、ここずっと上げておらなかったもので、その反動ではないんですけれども、そういう形で差がちょっと大きいというふうな状況が主なものだと思います。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それと、その全部上がっている中で、資産割が30%から20%に下がっていますよね。これはどういうこと。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 資産割につきましては、前の前の議会等でも出ておりますけれども、固定資産税で税金取られていて、なおかつ今度、その資産割を、固定資産税を基準に国保税を取られるということで、二重じゃないかということで、これは廃止すべきもので、それから率も下げるべきじゃないかということで出ております。これは県内どこでも同じ状況なんですけれども、確かに都心部なんかでは、資産割はありません。

ですから、今回も、その資産割についてどうしようかと、いろいろ考えましたけれども、じゃ、一気に30%からゼロ%にできるかというようなことも検討しました。それは、ゼロにした場合に、当然、ほかの均等割、平等割、所得割のほうに、今度は加算されます。というような中で、いろいろ検討して、今回は、じゃ30%から20%に下げようというような総体的に考えた中での減でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この辺は、一番医療費安いんですよね、この地域が。だから、同じ県内でも、房州館山のほうへ行くと高いでしょう。この辺は医療費が一番安いところで、千葉県でも一、二位で、安さだと思うんですが、今回、この最高限度額、68万円から77万円になっちゃうんですよね。これは、やはり、よそもみんなこのぐらいでしょうけれども、医療費のいっぴいかかる地区も同じ、医療費のかからない地区も同じというのは、やっぱりこれは仕方ないことなんですか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） この限度額につきましても、財政健全化計画等で説明してありますけれども、通常でありますと、法律で、この限度額決まった時点で、大体の市町村は、その決まった額をすぐに上げております。旭市のほうは、そういう形をとっていない中で、よその市町村と9万円ほどの差ができてしまっていました。

仮に、77万円で68万円から9万円上げたら、どれぐらい増えるのかなということで、限度額だけで見ますと4,500万円ぐらいの増です、9万円増やした場合ですね。限度額だけ、例えば改正した場合ですね。ですから、4,500万円の収入では、今回の当然、税率改正しなければ、財源は足りませんので、そんなことも踏まえまして、限度額につきましては、ちょっと説明しましたが、今年の4月から、また法律的に4万円ほど上がるというようなことになっております。ですから、当然、県内の中で、旭市のほうが、またそのままの状況にはなると思いますけれども、よその市町村については、恐らく4万円、また4月1日から上げるような方向で行くと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 9万円上げて4,500万円という、世帯が約500世帯ということですか。

ああ、いいです、うなずいてもらえばいいです。はい。

それで、じゃ平均の、世帯平均でどのぐらい、旭市はなる。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 25年度当初予算で比べますと、1世帯当たり25年度の当初が18万2,700円という金額でした。そして、26年度の当初予算は、1世帯当たり21万5,400円です。ということで、3万円ちょっとの増というようなことであります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今も隣の平野委員と、ちょっと話ししていたんですが、これ、国保料、何か払ってなくても、何ですか、短期保険証とか何とか、そういうのも、やっぱり悪い影響与えているんじゃないですか、その未納の。どうなんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） この2月12日現在で、ちょっと調べたんですけども、全体で1,495世帯が短期証と資格証を出しています。大体1万3,000ちょっとの世帯で。それで、短期証が1,083世帯、資格証が412世帯ですね。大体そのうち税額といいますと、30万円以下、滞納者なんですけど、滞納額30万円以下が約9割ほど占めております。

(発言する人あり)

○保険年金課長（加瀬喜久） 金額ですか。

(発言する人あり)

○保険年金課長（加瀬喜久） 9億円ほどになります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これね、国民皆保険制度で、それも見ないといけない、誤解されたら困っちゃいますけれども、よそもみんなこういうことで、この何とか対応を考えないと、9億円もそういうふうになって、その辺はどのようにお考えでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 今はどこの市町村、保険者も同じような状況で、問題抱えていまして、そういうことで、この広域化という問題が上がってきたんですけれども、いずれにしても、どうしても国保の世帯は所得が低い、また高齢者の割合が高いということで、どうしても所得が低いと保険料もなかなか集まりにくい。だからといって、医療費がかからないかということ、高齢者が多いから医療費がかかる。どうしても、社会保険なんかに比べると、どうしても保険料が高くなってしまうというのが、こういう現状になっています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） いずれにしましても、これからどんどん医療費が増えるわけでありまして、まだまだこういう問題、もっともっと大きくなっていかうかと思いますが、ここは本当に大変な問題ですが、ひとつ知恵を絞っていただいて、よろしくまたご検討いただきたいと、このように思います。ありがとうございます。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 今の議論で、大体問題点というのはかなり出てきたと思うんですけれども、はっきり言いまして、もう国民健康保険の制度そのものが、高い保険料とそういったもので破綻しつつあるんですね。結局、国からの支援というものはどういうふうにかち取るかということにならないと、これはもう解決できないと。どこの行政地区でもそうだと思うんですね。ですから、国に対してどのようなことを働きかけているのか、何かありましたら説明してください。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 今の段階で、まだ各市町村、どういう対応とかという話はない

んですけれども、いずれにしても、広域化に向けて今知事会等が国と、国の対応、どれだけ国がお金を出せるんだということになると思うんですが、その辺を今協議始まったばかりでするので、今その状況を見守っているところでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 22号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。本委員会では、特に補足して申し上げる内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 参考のためにお聞きしますが、例えば24年でも25年でもいいんですけれども、その利用者数ですか、全体の。結局、この料金改定されましたね。そういう中で、じゃ前年度の利用状況を見た中では、どのぐらい全体で利用料金が上がるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁求めます。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案質疑の中でも、同じような内容でご質問がございました。

この使用料なんですけれども、24年の決算をベースで、そのときに利用した人が、例えば

個々に、みんな減免とかもありましたので、それを減免もしないで、今回の料金改定した内容と、その利用した方の金額を掛け合わせて、1年分で積算してみました。

そうすると、同じ利用者であって、全て同じ、今回の改定で支払ったとしたら、約300万円ほど増になりそうな状況でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今、300万円増ぐらいになるというお話ですが、各項目というか、各所管別に分かりますか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 例えばということよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○財政課長（加瀬正彦） 例えば健康福祉センター関係、これなんか、例えばあさひ健康福祉センター、飯岡福祉センター、海上健康増進センター、いいおかけんこうセンター、これ、4つございますけれども、これら足し込みますと、ここだけで約300万円ぐらいは増になるのかなという、そういうイメージです。

それと、パークゴルフがございます。ここは、月決め利用会員が多い関係もあって、250万円ほど増になるのかなと。それから、あと市民会館とか第二市民会館、青年の家、公民館の関係、それからユートピアなんかも含めた、いわゆる社会教育施設、これでいきますと、実際には530万円ほど減になろうかなと。

そういうものの差し引きで、先ほどの300万円というような状況があるということでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 増は分かりました。じゃ減、減るところも、相当あるんですね、これで見ると。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） はい、確かに料金設定、補足説明のときにも、ちょっと申し上げたんですけれども、海上の公民館、これは部屋単位がおおむね1,000円程度の料金設定でございました。ここを、いわゆる今回は同じ施設であれば統一しようというのが、一つ大きな原則でございましたので、それでやっていたときには、海上だけで400万円ぐらい減になるんだろうな。

ただ、これは一概に全て、例えば減免等の関係もありますから、従来減免をしていた施設

の取り扱いを、同じような形で料金を改定して計算することできませんので、今回のあくまでも推計は減免がなかったものとして、料金を払ってやったらこうなるだろうというような推計だということでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この公民館の利用料が海上は大幅に下がっているんですが、こういうのは、やはりよそからとか、いろいろこういう声があったんですか、やはり。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案の中でも、ちょっと申し上げましたけれども、1市3町にある施設、それぞれみんな本当にばらばらでした。この7月には10年目を迎えます、合併いたしまして。それぞれに施設がみんなばらばらな運用でいいのかな。同じような形で、例えば社会教育を受けるのであれば、同じような利用料金体系にする必要があるだろうというのが、今回の大きな趣旨で1点目で、そういったものがありました。

それ、誰かから要望があったとかということでは現実にはないです。ただ、少なくとも、今まで減免もある程度適正な形で運用していくことも必要だということも含めて、今回、この使用料の関係はヒアリングをした中で、最終的に統一を図ったということでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、今のお答え、減免も、これからは減免もなくしていくというような方向ということになるんですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 減免も、一定の同じ基準を持ってやっていく必要があるだろうということですよ。

例えば社会教育施設と、例えば公民館と、それから体育施設があります。体育施設等は、従来全ての、例えば使う方全てが減免という形は実際にはあり得なかった。

だけれども公民館というのは、ある程度、その地域に住んでいる人が、手を挙げて何かそのまま集まってやれば、全て減免になってしまうといったみたいなのが現実にはありました。ですから、そのところは、例えば少なくとも、1部屋300円であつたりとか、そういうものは、ある程度の一定の基準で運用していく必要も考えてほしいということもあって、値段を統一しながらやっていくということにさせていただいたという、数字の中では表れませんけれども、そういった話し合いも下で行ってきたということがあります。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 23号につきましても、本会議におきまして補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 28号の議案でございますが、これも本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長(佐藤清和) 30号につきましては、本会議で補足説明いたしましたとおりでございます。よろしくお願いします。

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(向後悦世) これより討論を省略して、議案を採決いたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、あらかじめ資料をお配りしてございます。千葉縣市町村総合事務組合退職手当負担金制度というA4の横長の1枚の資料があると思います。それを見ていただきたいと思います。

では、千葉縣市町村総合事務組合に納めている退職手当の負担金制度が、平成26年度から大幅に改正されます。その概要について、ご説明を申し上げます。

まず、平成25年度、現在の退職手当の一般負担金というのがございます。この内容を説明いたします。

納める負担金は、この1) 定額方式であります。

平成19年度の一般負担金と同じにする。言いかえてみれば、19年度から現在まで、平成25年度までは定額、ここに18億5,653万5,046円という数字がありますが、この金額を19年度からずっと同じ金額で納めていたわけであります。

ただし、2) に減免制度があります。

こうずっと納めたものの、累積収支が60億円を超えますと、減免の対象となるものです。

これは、一番下の表をご覧くださいと思います。一番下の表に、一般負担金額推移(旭市分)というのがあります。これ単位は100万円単位です。

平成19年度から24年度までの一般負担金というのは、毎年18億5,600万円でありました。

結果として、累積収支が80億円を超えちゃったんです。そして、減免対象の60億円を20億円も上回ってしまいましたので、そこで25年度は全額減免ゼロとなったわけであります。

それが、またその上の4行目あたりに、また戻っていただきたいと思いますけれども、26年度からの退職手当の一般負担金制度が変わったというのがここにあるわけです。

まず初めに、納める負担金は1) で、需要額按分方式となったんです。退職手当がどのくらい見込めるかということが、まず基本で、その負担金を納めてもらいましょうですから、全く、これは変わったわけであります。

今後、5年間の退職手当支給見込額を積算しますと、1年当たりの額を定めた負担金となるわけです。

次に、2)です。累積収支縮減制度として、累計収支黒字を5年間、平成30年度までですけれども、平成26年度から30年度までですけれども、20億円まで縮減するといたしました。

具体的に、真ん中の表、横長のその表で説明したいと思います。

需要額按分方式による一般負担金額積算（旭市分）というところです。一番左の枠の中に、退職手当支給見込額が入ります。これは平成26年度から30年度まで5年間で65億7,900万円であります。

一方で、右に1つ飛んで、平成25年度累積収支の見込みというのは69億6,000万円であります。

一番右、平成30年度までに20億円にするわけですから、平成26年度から30年度の負担金の年額を計算しますと、この太枠にあります324という数字です。3億2,400万円と見込まれます。

旭市の負担金は、年額、先ほどの25年度までは18億5,600万円と言いましたけれども、そこから、今度は26年度以降は3億2,400万円と、この大幅に改善されましたというご説明であります。

以上であります。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、今、総務課の次の資料になります。ご覧いただきたいと思います。

国からの復興交付金の配分について説明させていただきます。

この資料は、先ほど議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についての補足説明で申し上げましたが、3月7日に、国から東日本大震災復興交付金が配分されたもので、その内訳を記載したものであります。

今回は、ここにあります4つの事業が交付金の対象となっておりまして、それぞれ交付金の額と事業概要を説明いたします。

まず、飯岡中学校改築事業であります。国からの交付金の配分額は7億9,630万3,000円です。

内容といたしましては、事業概要欄にありますように体育館と校舎が対象で、平成25年の増額分と平成26年度の事業費に充てるものであります。

平成25年度の増額分とありますのは、平成24年11月30日に、平成25年度事業分として、既に第4回分で3億1,541万6,000円が配分されておりますが、その後、基礎工事の変更や物価上昇に伴いまして、事業費の増額が必要となりましたので、今回増額分としていただいたものであります。

次に、富浦小学校避難施設設置事業であります、配分額は2,145万4,000円です。

内容といたしましては、避難施設として校舎に外階段を設置するとともに、屋上に転落防止柵を設置するものです。

次に、災害公営住宅家賃低廉化事業ですが、配分額は1,596万7,000円です。

内容といたしまして、災害公営住宅に入居される方の居住の安定確保を図るため、家賃を低く設定いたしますので、その分、国から措置がされるものであります。

次に、東日本大震災復興特別家賃低減事業ですが、配分は199万7,000円です。

内容といたしましては、災害公営住宅の入居者のうち、特に所得が低い世帯は、家賃をさらに低い額に設定するため、差額について国から措置されるものであります。

これを合わせますと、今回、8億3,572万1,000円の交付金を配分いただきました。

なお、この交付金につきましては、今回を含め6回配分いただいております。累計といたしまして、総額18億9,941万7,000円となります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課主幹。

○行政改革推進課主幹（伊藤憲治） それでは、行政改革推進課から2点、ご報告いたします。

まず、1つ目は、公共施設現況調査についてです。

お手元にお配りしております公共施設現況調査報告書、ご用意いただきたいと思います。

この報告書ですが、施政方針の中で申し上げました公共施設白書を作成するための基礎的な調査として、公共施設の現状と、将来必要となる費用の見通しなどを取りまとめたものでございます。

公共施設白書そのものにつきましては、現在作成している途中でございますので、でき上がり次第、議会をはじめ市民の皆様にもお示ししてまいりたいと思っております。

なお、今回の報告書につきましては、あくまでも速報でございますので、最終的に公共施設白書という形にした際には、数値も含めまして、多少修正が出てくる可能性がありますことを、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、表紙をめくっていただきまして、右側の1ページをご覧くださいと思います。

す。

ここでは、現在までの人口推移と今後の推計というものを年代別に分けてグラフ化しております。今さら申し上げるわけでもありませんが、今後、人口は減少していきまして、少子高齢化がますます進行していくことが表れております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

今申し上げました人口の推移を、今度、高齢者人口の割合も含めまして、割合という形で折れ線のグラフにしております。ここでも、やはり今後高齢者の割合は増えていきまして、生産年齢人口あるいは年少人口というものが減っていくということがお分かりいただけるかと思ひます。

これで何が言えるかといいますと、近い将来、働く世代の負担が増えてくるのではないかなということが懸念されるところでございます。

下の表になりますけれども、下の表につきましては人口の減少の割合、年少人口の減少の割合を現在の、その学校ごとにいる児童の数に単純に一律で掛けて将来の数を推計したものでございます。

ちょっと学校ごとに過去の推移を勘案しておりませんので、推計数値につきましては、ちょっとかけ離れた数値になってしまっているかと思いますが、合計につきましてはそんなに変わらないものかなと思っております。

ちなみに、一番下の行、黄色で塗ってある部分だけ申し上げますと、平成25年度、これ、現在でございますが、児童・生徒の数が5,373人、これが平成52年には3,252人、ここまで推計されている。単純な推計でございますが、あくまでも、ここは参考程度におさめていただければと思ひます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。ここから5ページにかけては、合併後の財政状況を表しております。

3ページの上のグラフにつきましては、一般会計の歳入の状況になります。ここ何年間で全体としてはプラス25%ということになっておりますけれども、そのうちの下青色の部分、自主財源につきましては、平均で15%の伸びという形にとどまっております。

この自主財源の伸びといいますか、自主財源だけを取り上げて、下のグラフにもう一度表しております。内訳として表しておりまして、このうち、下のほうに色を塗った4つの部分がありまして、これを加えたものが税収ということになります。その税収については、19年の税源移譲で増えた後、ほとんど横ばいというような状況がうかがえます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

上のグラフは一般会計の歳出の推移でございます。やはり伸びておりまして、23、24、震災関係で伸びております。このうち、消費的経費の部分、赤茶色の部分なんですけれども、それを下のグラフに内訳として示しました。下のグラフをご覧いただきたいと思います。

さらに、その茶色の部分ですけれども、人件費につきましては、ここ8年ほどで13億円ほど減りました。一方、1つ上の扶助費、矢印で書いてある部分ですが、これにつきましてはほぼ倍増しております。非常に増えているということがお分かりいただけるかと思います。

右側の5ページに移りまして、下のグラフのほう、ご覧ください。

投資的経費の推移を表したものでございます。投資的経費の総額につきましては、ここ数年の中で36億円から54億円の間に動いております。このうち、いわゆるハコモノと言われる公共施設の工事費、このグラフですと下のほうの青色で表した部分でございますが、これ7年間の平均にいたしますと年間約15億円となっております。ここ一つ、15億円というのがポイントとなる数字でございます。

次に、めくって6ページをお開きいただければと思います。

ここには、公共施設、いわゆるハコモノの現状を示しております。市で、現在保有しております施設のうち、中央病院分を除きまして、残りの施設につきましては総床面積でございますが、それをグラフの右上のほうに黄色で塗って、四角で表してある部分がございます。数字としては、約21万3,000平方メートルとなっております。

その内訳を棒グラフで表しておりますが、これは建築した年度ごとにどのくらいの面積を整備していったかということを表しております。昭和52年から平成12年くらいにかけて、多くの公共施設を整備してきたということがお分かりいただけるかと思います。

さらに、この整備した年度を10年単位でくくりまして表したものが、そのすぐ右下の円グラフになります。これをご覧いただきますと、建築から30年以上たっているものが、左側約半分ぐらい、全体の47%を占めていることになります。

また、一番下のもう一つの円グラフであります。これはそれぞれの施設を機能別に分類した割合でございます。黄色で四角で塗った部分がございますが、約半分が学校教育関連施設で占められていることがお分かりいただけるかと思います。

右側の7ページに移ります。ここから13ページまでは、ハコモノ公共施設の更新費用に係る将来推計をお記しております。

この7ページにおきましては、その推計をするための前提条件として、3つ表示しており

ます。詳しい説明はしませんが、一つは耐用年数をどうするか、更新の時期をどうするか、単価をどうするかということを国の基準等を用いて表しております。

めくっていただきまして、8ページをご覧いただきたいと思います。ここが骨になってまいります。

ここでは、現在ある施設を今後も全て維持更新していくと仮定した場合に、今後、どれだけの費用が必要になるかというものをシミュレーションしたものでございます。この先、50年、55年先までを3つのパターンで推計しております。

一番上のグラフでございますが、これは1つ前の7ページで作りました条件そのままという形です。ちなみに、耐用年数のときに、そのまま更新していくというごく普通の形の更新のパターンでございますが、これでいきますと、年平均で、今後25億円が必要となる試算が出ました。それは、赤い横の線で示してあるラインでございます。その下に、黄色い横で示してあるラインがございますが、これが先ほどちょっとポイントとなると申し上げました、今使っている15億円という数字でございます。

したがって、ここに10億円の開きがあるということになります。

あと、真ん中のグラフですが、推計方法をちょっと変えまして、改修の費用というものを少し圧縮した場合ということで、もう一つ試算をしました。それでも、年平均で約22億円が必要となる結果になっております。

さらにもう一つ推計としまして、長寿命化を図るということで、耐用年数を2割伸ばした場合ということも試算をしてみました。それでも、なお年間20億円という数字になっております。いずれにしても、その15億円という数字を上回る形で必要になるという推計が出ております。

それで、個々の施設ごとに、じゃいつごろやるかということになってこようかと思いますが、けれども、それにつきましては10ページから13ページにかけて施設ごとに記してありますので、ここでの説明は省略をさせていただきまして、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。ここから17ページまでは、インフラ、いわゆる社会資本の更新費用の推計を表しております。

14ページにつきましては道路関係の更新の費用を、15ページは橋梁、橋の関係の推計です。細かい説明は省略いたします。

開いていただきまして、16ページご覧くださいませ。ここではインフラのうち、上水道の更新費用の推計を表しております。上水道につきましては、昭和50年代に一斉に配水管の整

備を行いました。このため、今度表れてきます更新の時期ということも集中してまいります。近い将来、多くの費用がかかってくるということが、このグラフの高さからご理解いただけるのかなと思っております。

右側ですが、上は下水道の推計です。

その下、17ページの右下になりますが、ここには現在の施設の維持管理費等をグラフで表したものでございます。グラフが3本ありますが、上下の真ん中のところに、維持管理費の金額を、内訳もありますけれども、合計だけご覧いただければと思ひまして、年間で約18億円の維持管理費が、現在かかっているということを表しております。

最後になりますが、裏のページ、18ページをお願いいたします。

ここで、少しまとめという形で表しております。ページの上半分のところに、ちょっとイラストを描いておりますけれども、今後の公共施設のあり方を考えるとき、4つの視点が必要になるということ考えたものでございます。

左上の1番目、人口でございますが、総数は減っていくということ。そして、高齢者は増えていく。一方で、生産年齢人口は減って、少子化の早期克服というのも母体数が少なくなってきた中で、なかなか難しいのかなという現状を表しております。こういったことから、今後、市の活力が低下していくということが懸念されるところでございます。

右側いきまして2つ目、財政でございます。高齢化が進んで扶助費が増えていくこと、人口が減って税収が減っていくこと。地方交付税、ご案内のとおり、合併特例の終了で、今後減ることがもう想定されております。こういったことが挙げられます。

したがいまして、今後、ハコモノというものに使えるお金、現在は15億円でございますが、これの確保というのも難しくなってくるのではないかなと考えております。

左下いって、3つ目、ハコモノ公共施設ですが、近い将来、大量に更新時期を迎えるということが、もう分かっております。そして、これを全て更新していくには、最低でも、さっきシミュレーションしましたとおり、毎年20億円はかかっていくと。維持管理費も毎年18億円が必要になるという現実がございます。

最後に、その右側でございます。4つ目のインフラ施設でございますが、さっきも申し上げましたとおり、水道管の更新時期が一斉に来ること。橋とか道路といったものにつきましては、老朽化による事故というものを未然に防ぐことが必要になってきますので、これらの更新というものは必要不可欠でございましょう。

したがいまして、ハコモノの更新に使える、そのほかに使える部分というのは、かなり金

額の制約が出てくるのではないかと思います。

こうした4つの視点を踏まえたときに、全ての施設というものは耐用年数があるんだと。また、その施設を更新する費用というのは、今の、あるいはこれから生まれてくる子どもたちが負担していくことになるんだと。さらには、財政状況の見通しが厳しい中で、使える財源が限られてくる。こうした課題をどう解決していくのか。それを、今真剣に考える時期に来ているのではないかと考えております。

それには、まず議会をはじめ、市民の皆様こういった現状をきちんと理解をしていただくことが必要だと思っております。その第一段階が、今回のこの調査報告書であり、あるいは現在作成中の公共施設白書だというふうに考えております。

そして、その次のステップになりましたら、施設全体のスリム化というのも含めました公共施設整備基本計画と言われるようなものも策定していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上、ちょっと長くなってしまいましたが、公共施設現況調査の報告を終わります。

続きまして、もう一つご報告がございます。

事務事業評価結果の概要についてでございます。

お手元にA3サイズで3ページの資料がございます。これをご用意いただきたいと思います。

平成25年度は、昨年度に評価しなかった事業を中心にしまして、63の事業を対象といたしました。このうち、幾つかの事業は分割して評価したものもありましたので、最終的には70の事務事業について評価を行ったところでございます。

また、評価に当たりましては、今年も職員の意識改革、庁内議論の促進、改善策等の実効性の向上、この3点を重視して取り組むこととしまして、担当課による評価を行った後、一部の事業につきましては、行政改革推進委員会による外部評価ですとか、市長を中心とした幹部層による二次評価も行ったところでございます。

この一覧表は、その結果を取りまとめたものでございます。

それでは、この表の見方も含めまして、概要を説明いたします。

左から、所管課が書いてあります。そして、事業名と続きまして、その次に成果とコストについての黒い矢印がございます。この矢印ですが、評価による今後の方向性を示したものでございまして、例えば一番上の行になりますけれども、文書管理費では、成果は上向きの矢印としておりますので、これは成果向上するということを表しております。また、コスト

というところには何も矢印がございませんので、現状維持ということを表しております。下向きの場合には下がるということになりますけれども。

以下、こういった形で、今回行いました70の事業につきまして、矢印の組み合わせのパターンで集計いたしますと、全部で6つに区分けすることができます。

1つ目は、成果を向上させてコストは削減するものが23事業です。成果向上でコストは現状維持が20です。表示はございません。成果を向上させ、コストも増加するというものが8でございます。成果は現状維持でコストを削減するものが13。成果もコストも現状維持というものが4。最後に、廃止、休止とするものが2となっております。

その次の、矢印の右側のところになりますけれども、外部評価と二次評価を実施した事業について印を入れております。さらにその右側につきましては、事業費と一般財源について、平成25年度と26年度の当初予算ベースで比較をしたものです。さらにその右側には、その増減の理由なども記載しております。

次に、大変恐縮ですけれども、資料の最後のページ、3枚目をご覧くださいと思います。

下のほうの合計欄になります。左下のところに合計欄①というのがございます。今回評価しました70事業について、25年度と26年度を比較しますと、事業費ベースでは、比較の差額が1億1,441万5,000円の増、一般財源ベースでは、1億1,038万5,000円の増となっております。これの増につきましては、単年度で実施する解体工事ですとか臨時的経費、こんなものが増えていたり、あるいは人口減少対策として実施しております第3子の保育料無料化といった政策の展開に伴う一般財源の増なども入っておりますので、こういった点を差し引きしますと、その下の③になりますけれども、事業費ベースで6,222万3,000円の増、一般財源ベースでは、147万3,000円の増となっております。

今、差し引きしました特殊要因の額につきましては、上の表の中の左右の真ん中ほどに特殊要因として記載しております。

次に、その3ページ、今ご覧いただいておりますので、もう少し表を説明しますが、一覧表の右側のほうには、事業費削減（減）改革改善（改）というような欄がございまして、これは担当課によりまして評価した際に、事業費の削減余地はないのか、あるいは今後の方向性というものを踏まえた中で、事務事業をよりよいものとするためにどんなことを実施していくかについて考えた結果を要約して記載したものでございます。

こういった内容に基づきまして、じゃ、26年度予算へすぐ反映できたものがどれぐらいあ

るかというのを、一番右側のところに効果額として記載をしているところでございます。

その総額をご説明します。下のほうになりますけれども、下から5行目でございます。3ページの一番右下5行目、下から5行目です。2,979万9,000円という数字があります。これが事務事業評価による効果額ということで捉えたものでございます。

さらに、今回評価しなかったもの等もありましたので、そこへの波及効果もありまして、それを足しますと、2つ下になります。その2つ下になりますが、3,103万8,000円の減となっております。

さらに、その下には3,103万8,000円の内訳を記載しておりまして、コスト削減効果があったものとして、3,704万6,000円の減、事業の成果を向上するために、逆に予算の増額を行ったものとして600万8,000円の増、こういった形で取りまとめたところでございます。

個々の事業につきましては、ちょっとここでは説明を省略をさせていただきたいと思えます。一般質問等でもお答えした内容でございますので、こちらの表でご理解をいただければと思えます。

最後になりますけれども、事務事業評価につきまして、今後も評価結果に基づく改革改善案の具体化に努めますとともに、事務事業の見直しですとか予算への反映を通じまして、市の行政運営の改善に役立てていきたいと考えております。

行政改革推進課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 市民生活課から、旭市男女共同参画計画を策定しましたので、概要についてご説明をいたします。

お配りしましたお手元に旭市男女共同参画計画という冊子のものがございますので、これをちょっと見ていただきたいと思います。

まず、計画の1ページをお開きをいただきたいと思います。

1番目で、計画策定の趣旨でございますけれども、少子高齢社会の進展や社会経済の急激な変化に対応するため、男女が社会の対等な構成員として、ともに責任を担う社会を実現するため、男女共同参画社会づくりが重要となってきます。

その取り組みとなる旭市男女共同参画計画を作成したものでございます。

2番の計画に位置づけでございますけれども、（1）番では、国の男女共同参画社会基本法、これに基づく計画となります。

また、（2）ですけれども、国・県の男女共同参画基本計画、それと市の旭市総合計画と

整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に推進していくための計画となります。

(3) 番になりますけれども、この計画につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV法と言われるものですが、これに基づく施策の実施に関する本市の基本計画としても位置づけをしております。

3 番目ですが、計画の期間ですが、来年度、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、以後、見直しを行っていきます。

3 ページをお願いしたいと思います。計画の体系となります。

図の左側、基本理念を男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の形成といたしました。

右側ですが、基本目標として、男女が互いを尊重する社会づくり、男女が個性と能力を発揮できる環境づくり、男女が安全安心に暮らせる社会づくりとし、8つの主要課題と施策の方向を設定いたしました。

次に、施策の主なものをご説明いたします。

5 ページ目をお願いしたいと思います。

施策につきましては、下段の表のとおり、事業名、事業内容、担当課を以下、各項目共通して掲載しております。

まず、主要課題1ですが、男女共同参画意識の形成を図るため、男女共同参画社会づくり啓発事業、それと相談体制の充実などを図ります。

飛びまして、10ページ目をお願いしたいと思います。

主要課題3、あらゆる暴力の根絶と人権の尊重を図るため、(2) 番になるんですが、DV・虐待被害者等に対する支援体制の充実として、警察や関係機関と連携し、相談窓口の充実やDV・虐待被害者の支援を行っていきます。

ちょっと飛びまして、23ページをお願いしたいと思います。

主要課題の8としまして、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図るため……22ページですね。ちょっとその中の23ページの表の真ん中の(4) 番、防災における男女共同参画の促進といたしまして、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりや女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備などを行っていきます。

続きまして、24ページをお願いします。

計画の推進につきましては、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深めるため

の取り組みや、国・県との連携強化を推進するとともに、計画の進行管理を行いまして、着実に計画を推進していきます。

続きまして、25ページになります。

計画期間の主な施策の一覧表となります。

次のページの26ページから48ページまでは参考資料としまして、計画の策定経過や男女共同参画の動き、また関係法令などを掲載をいたしました。

なお、この計画につきましては、庁内組織の男女共同参画計画策定委員会が中心となりまして、市民意識調査、市民で組織しました旭市男女共同参画推進懇話会、また、パブリックコメントを実施し、市民の意見をいただき、作成をしたものでございます。

また、この概要版を作成しまして、区長さんを通じて全戸配布する予定でございます。

以上、計画の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 千葉県市町村総合事務組合の退職金の関係でございしますが、旭市は、この積立金が減額されるということでございます。そういう中で退職金も、職員今年から、正式に言いますと今年からですね、25年度から退職金も減らされたわけでございますが、例えば、この組合員で今積立金ありますね。この職員が全て退職した場合、この積立金で賄えるんですかね。それ、市ではそういう数字持っていますか。もしお分かりであれば。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、高橋委員から一気に退職した場合って、あり得ない話ですけども、そうしますとやっていけないということですね、結論からしますと。これはあくまでも積み立ててあるものでなくて負担金をもらって払っている制度ですので、もし一斉に退職したら、それは成り立たないというふうになります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） じゃそうしますと、先食いしちゃっているということなんですね。県なんかは独自でやっている中で、退職金払うときに足りなかったら、わざわざ退職手当借入金とか借金しているんですね。ですから、現在、じゃ一斉に職員がやめるとなったら、もう全然足りないということで、どのぐらい、例えば、きょう現在やめるとなったら、どのぐら

い賄えるんですかね。そういう数字は全然お持ちじゃないですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 将来負担とか、その計算したのを持っているかという高橋委員の、恐らくそういうことだろうと思います。

とにかく、全体でやっていることでありまして、あくまでも、我が市は総合事務組合から見て、黒字だったということが大問題であって、そちらばかりずっと追いかけていたもので、高橋委員がおっしゃるとおり、千葉県全体のことをよく計算しとけよということは、改めましてその辺また整理したいと思います。きょうは申し訳ないです。そういった資料はないということをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、一般企業であれば、退職給与引当金で支払う分、積んでありますから、これはあるわけですよ。ここの場合はね、あれでしょう、最後の一番大きい数字にばんと60掛けちゃうから、足らなくなっちゃうわけですよ。しかし、そうはいいまして、将来的に、これは足りなくなったら、かなり、今度はあれですよ、市の負担が大きくなっていくわけですね。

そうしますと、結局住民サービスが低下しちゃうわけで、それだけ仕事できないですからね。ですから、その辺を、やっぱり、この事務組合ですか、徐々にでも積み立てをしていくとか、一気に負担が増えないようにしたほうがいいと思いますよ。

それから、もう1点、今事務事業評価の事業一覧表ですか、出ました。そういう中で、行財政改革やっているんですが、逆に増えちゃっているんですよ。この数字見ますと、増えちゃっているんですよ。その中で、じゃ行財政改革課の26年度の予算金額は幾らになるんですかね。ちょっとその辺お分かりであれば。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課主幹。

○行政改革推進課主幹（伊藤憲治） 高橋委員、私ども行政改革推進課の予算ということでよろしゅうございましょうか。

平成26年度の予算額でございますが、468万1,000円という形で、今回計上いたしております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いや、それじゃなくて、人件費を含めて一切合財の予算ですよ。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） かなり高橋委員の質問……本当にアバウトですね。これは7人で5,000万円という、こういったアバウトな数字を出しました。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 行革というのはね、これでは、ただパフォーマンスじゃないんですか。ただ、やっていますよって。しかし、これ、今の市長になってから一番の目玉商品じゃないんですかね。それが逆に、行革課を作ってそれだけの金をかけて、なおかつ今度はこういうふうに数字的に見ると増えているわけですよ。これでは全然横の連絡もとれていないし、それから、行革課は何のために作ったか分からない。全く逆行なんですよ。どう思いますかね。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課主幹。

○行政改革推進課主幹（伊藤憲治） 高橋委員のお叱り、分かるところもございます。人件費含めるといったお金かかっているのに、何でこんなに増えているかということでございましょう。

確かに、25年度と26年度の予算ベースで見ますと増えているというところは否めないところでございます。ただ、この内容につきましては、先ほど説明の中でもちょっと触れましたけれども、施策の展開ですとか、臨時的な経費がたまたま含まれていたというふうなこともございまして、そんな経費を除きますと少し減ってきます。

それでも増えているわけございまして、事務事業評価として、今回、最後の数字、評価額の結果として3,700万円何がしという数字を申し上げましたけれども、この数字に表れないものもたくさんあるというふうに、私ども考えております。それは、今回の事務事業評価というものが、職員の意識改革ですとか、そういったこと、あるいは庁内議論できちんとやっていくんだと。そして、自らいろいろ考えていくんだということも大きな視点にして取り組んだところでございます。

今回、本格実施して2年目ということになりますけれども、評価を実施していく中で、市役所の中での職員を対象にした研修会もたくさん行ってきました。

その後、研修会を行った後でアンケート等も実施しております。アンケートの結果によりますと、やってよかったといいますか、よく分かったと。今までの仕事のやり方というものをきちんと見直すべきということの、その習慣づけというものができたという効果も、予算の数字にはありませんけれども、出ているのではないかなというふうに思っております。

さらに、もう少し別の話を申し上げますと、今回、26年度予算にすぐ反映されたというこ

との数字だけで申し上げましたけれども、今回評価を行った、あるいはそのほかにも、私ども行革で進めている事柄が、すぐ表れないで、翌年度あるいはもう少し先になって、実際の効果として表れてくるものもあるんじゃないかなというふうに考えております。

さらに申し上げれば、事務事業評価だけではなくて、私どもの課、徴収対策ですとか、そんなところも取り組んでおりまして、そんなもろもろのことも踏まえまして、一生懸命頑張っているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私はお叱りって、私は何も怒っていないですよ。

それで、きょうは課長がいませんからあれですけども、この行革課ができて何年ですか。もうかなりたっているわけですよ。そんな中でね、いまだこれ作って、まだ、実際、前年から見たら経費も増えている。それから、毎年五、六千万円使っていたら、もう行革課できて何年するか、かなりの金額使っているわけですよ。

それで、幾らきれいごとを並べたって、やっぱり最後は数字なんですよ。ましてやあれでしょう、合併に伴う算定替の交付税、毎年約4億円くらい減っちゃうわけですよ。それを見据えてやらないと、最後とんでもない。最後、しわ寄せは市民に来ちゃうんですよ。住民サービスが。皆さん方は給料でも何でも取るものつつちゃうでしょう。やっぱり、市民サービスを落とすなら、皆さん方もやっぱりそれに伴って落とす。

この前だってそうでしょう。給与削減だって、自分らだけはいいいところとおいて、あと住民は関係ないってことでしょう。それと同じで、やっぱりせつかくこの行革を作ったら数字目標を立ててやる。それが当然だよ。ただ、何をやりました、そんな口はいいいんですよ。やっぱり数字で表す。そのためには、やっぱり、中期目標ですか、それから長期目標。ただやります、やります、言葉だけじゃなくて、やっぱり数字を、算定替の法で減る数字、やっぱり最低でもその数字を目標に作るべきだと思いますがね。どういうふうに考えてますか。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 全体的な話になりますので、担当課主幹、ちょっと具体的な話もしましたけれども、あとはちょっと厳しいかなと思いますので、私のほうからお答えします。

この事務事業評価の事業一覧表ですが、事業費、比べますと、金額の大きい、増えるの、明々白々であります。恐らく、この表を見て、本当に増えているんじゃないのとお話あることを、間違いなくあると思って提出してございます。

今、担当主幹のほう、お話ししましたが、この事務事業評価そのものは2年目になります。ほかに、その前段で説明しました公共施設現況調査報告書、現状の公共施設どうするの、これも合併の算定替の時期を踏まえて、職員それぞれ、担当課がまずは気づけよということで、それぞれいろんな事業を進めております。

ただ、この表そのもので結果に表れないのはそのとおり。これのほかの要因で増えたものも、細かいものもありますが、それを説明してもしようがありませんので、間違いなくそういうことになっております。

これからのアクションプランでも、次のアクションプランでもありますし、この辺は数字をきっちり入れて効果が表れるよう、7人、今いますので、いろんな部分で効果が見えるように仕事をさせていきます。もうしばらくといいますか、説明足りませんが、その方向でやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、絵に描いた餅じゃしょうがないんですよ。何をやりました、かにをやりました、そんなのは二の次に、やっぱり最終的には数字なんですから。それで、行政というのは市民のためにあるわけですから。皆さん、よく公僕というでしょう。やっぱり公のためにあるわけですからね。市民の目線に立った行政やっていただきたいと思っています。それだけです。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） もちろん全体の奉仕者でございます。十分肝に銘じて、一人一人がそういう思いで仕事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。全体のことを、まずありきで、市民ありきでございます。ありがとうございます。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退出してください。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時21分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号について審査に入ります。

総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情についてのご意見、参考意見ということで申し上げさせていただきたいと思います。

この件に関しましては、国の安全保障、防衛という国政レベルの内容であるとともに、国会においても意見が分かれているものであります。

したがいまして、市としましては、何とも申し上げるような内容ではございませんので、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、国の動向でありますけれども、集団的自衛権の行使をめぐる憲法解釈の見直しについて、政府の有識者会議であります安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が、4月にまとまる報告書を踏まえ、与党で協議を始めることありますので、あくまでも参考意見、以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

ただいま、担当課から参考意見がございました。何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

特にないようですので、ここで執行部は退出してください。大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時34分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 先ほど、担当課のほうから話がありましたように、この件に関しましては、国の安全保障、防衛という国政レベルの内容であるとともに、国会において意見が分かれているものであります。ですから、国の動向を注視して判断すべきと思われます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 中身につきましては、確かに集団的自衛権の行使ということで、意見の分かれている内容ではございますけれども、これは憲法上の問題ということで、地方自治法の上に行く法律のことを述べているわけです。内閣が、解釈で改憲できるということになりますと、旭市と同じようになっちゃうんですよ。市長がこれをやると言ったら、右向け右になってしまう。これでは、やはりまずいと思いますので、そういった手続き上の問題を含めますならば、採択することが適切だと思います。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第1号、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対す

る意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託された陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 以上で審査は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時36分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世